

壮警町告示第6号

令和6年壮警町議会第1回定例会を、次のとおり招集する。

令和6年2月22日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和6年3月7日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- （1）壮警町犯罪被害者等支援条例の制定について
- （2）久保内診療所設置及び管理に関する条例の制定について
- （3）壮警町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （4）壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- （5）壮警町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- （6）壮警町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （7）令和5年度壮警町一般会計補正予算（第13号）について
- （8）令和5年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- （9）令和5年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- （10）令和5年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- （11）令和5年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- （12）令和6年度壮警町一般会計予算について
- （13）令和6年度壮警町国民健康保険特別会計予算について
- （14）令和6年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算について
- （15）令和6年度壮警町介護保険特別会計予算について
- （16）令和6年度壮警町簡易水道事業会計予算について
- （17）令和6年度壮警町集落排水事業会計予算について

○応招議員（9名）

1番 山 本 勲 君
3番 長 内 伸 一 君
5番 佐 藤 忞 君
7番 菊 地 敏 法 君
9番 森 太 郎 君

2番 加 藤 正 志 君
4番 毛 利 爾 君
6番 湯 浅 祥 治 君
8番 真 鍋 盛 男 君

○不応招議員（0名）

令和6年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和6年3月7日（木曜日） 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町政執行方針及び教育行政執行方針
- 日程第 6 一般質問

○出席議員（９名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	忖	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
副町長	厂原	收君
教育長	谷坂	常年君
会計管理者兼		
	大野	博雄君
税務会計課長		
総務課長（兼）	土門	秀樹君
企画財政課長	上名	正樹君
企画財政課参事	市田	喜芳君
住民福祉課長	阿部	正一君
産業振興課長	木下	薫君
商工観光課長	三松	靖志君
建設課長	澤井	智明君
生涯学習課長	河野	圭君
選管書記長（兼）	土門	秀樹君
農委事務局長	齋藤	誠士君
監委事務局長（兼）	小林	一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林	一也	君
------	----	----	---

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） ただいまから令和 6 年壮瞥町議会第 1 回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
6 番 湯浅祥治君 7 番 菊地敏法君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 3 月 15 日までの 9 日間といた
したいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から 3 月 15 日までの 9 日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（森 太郎君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
議会一般、常任委員会所管事務調査報告、監査委員からの例月出納検査結果報告、
各団体からの陳情、要望等、広域連合、行政事務組合議会等報告につきましては、お
手元に配付のとおりであります。
今期定例会の付議事件は、議案 17 件であります。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（森 太郎君） 日程第４、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） まず、冒頭、この機会をお借りして、このたびの令和６年能登半島地震によりお亡くなりになられた皆様、ご遺族の皆様に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

被災地の復旧にご尽力されている関係者の皆様に敬意を表するとともに、一日も早い復興を祈念するところであります。

令和５年第４回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第４回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

初めに、能登半島地震災害への対応についてご報告申し上げます。まず、２月１５日に開催された第２回臨時会で議決をいただいた支援内容について、その対応状況ですが、災害見舞金につきましては提案理由でご説明しましたとおり、大きな被害が発生している石川、富山、新潟の３県ほか、石川県内の人的被害や住家被害の大きい７市町と、平成１２年有珠山噴火災害時に見舞金をいただいた３市と、被災地全域に対する支援として日本赤十字社への支出を進めております。また、罹災証明の発行等の業務を支援するため、北海道から要請のあった職員の派遣について調整を行っているところであり、今後とも必要とされる被災地支援について調整を図り、実施していく考えです。

次に、地域経済の状況についてご報告申し上げます。本年度、昨年４月から１２月までの観光入り込み数は１３９万１,０００人で、昨年度同時期の９４万人に比べ４８％増となり順調に回復しております。特に宿泊客数は大型リゾートホテル開業の効果もあり、ほぼコロナ感染症蔓延前の宿泊客数に戻っているほか、多くの雇用や売上増の傾向にあり、今後のさらなる景気回復に期待を寄せているところであります。今後とも国、道の施策を有効活用し、事業者の事業継続や地域経済の活性化に資する施策を検討、展開する所存であります。

次に、昭和新山国際雪合戦の実施についてご報告申し上げます。２月２４日から２５日の２日間、昭和新山山麓特設会場において第３５回昭和新山国際雪合戦が開催され、中国や道内外から１１０チームにご参加をいただきました。今大会では決勝用のメインコートも５年ぶりに設置され、コロナ感染症蔓延前に近い形での開催となり、北海道をはじめ協賛企業各社、団体の皆様のご参加をいただき実施されました。直前の気象の状況により、会場設営には壮瞥町建設協会のボランティア貢献によるオロフレ峠からの雪の搬入や、運営には町民の皆様と雪合戦愛好家の皆様の連携、協力により盛会のうちに終了したものと承知をしております。皆様のご協力に感謝いたしますとともに、引き続き実行委員会の活動を支援し、本町発祥のスポーツ雪合戦を通じた交流人口の拡大、地域活性化に努めてまいります。

次に、壮瞥町内において国及び北海道が令和6年度に予定しております事業の概要についてご報告申し上げます。まず初めに、国における北海道開発の基本的な意義は、北海道の資源、特性を生かして、その時々、国の課題に解決に貢献するとともに地域の活力ある発展を図ることを目的としており、現在我が国が直面している国内外の課題に対しましても、北海道開発が果たすべき役割はますます重要なものとなっております。令和6年度北海道開発予算では、令和5年度補正予算と併せて切れ目のない取組を進めることとしており、対前年度1.00倍の5,726億円で、令和5年度補正を加えた16か月予算としては、総額7,259億円が配分されたところであります。

次に、国が実施する予定の事業概要についてご報告申し上げます。一般国道453号蟠溪道路は、落石、土砂崩落等の通行規制区間、現道の線形不良及び狹隘区間の解消を図り、道路の安全な通行の確保を目的とし、令和7年度の完成に向け事業が進められております。令和6年度は、国道の蟠溪橋から上久保内までの第3工区において引き続き道路改良工事を取り進めるとともに、(仮称)長流川橋の工事では、令和5年度事業で一部の擁壁工を除き橋脚、橋台の下部工が完成することから、順次上部工にも着手するものと承知をしております。

次に、北海道が実施する予定の事業概要になりますが、道道洞爺湖登別線のうちサンパレス工区の道路改良舗装工事につきましては、現在令和5年度繰越事業として洞爺湖町との行政界から滝之町方向へ約500メートル地点を起点とする約140メートルの区間において擁壁工や道路拡幅等を行っておりますが、令和6年10月頃には全事業延長1,450メートルのうち約950メートルが完成する予定となっております。残りの約500メートル区間につきましては、今後も事業の進捗を図られるものと承知をしておりますが、本町としましては本事業の早期完成に向け、引き続き要望してまいります。また、同路線の弁景地区では、令和2年度より実施しておりました法面の吹きつけ法枠工の整備工事は、令和6年度をもって完成する予定となっております。

次に、(仮称)有珠山外環状線のうち道道滝之町伊達線につきましては、道道立香南久保内線との交差点から伊達市志門気の区間での道路改良工事はおおむね完成しており、令和6年度には起終点の交差点切替えや表層舗装等を行い、全事業延長である4,200メートルが完成し、供用開始する予定となっております。北海道では、本事業の完成を迎える前に有珠山噴火等の災害が発生した場合には、本路線を緊急自動車のほか災害応急対策に要する登録車両が通行できる緊急交通路として取り扱うこととし、関係機関への周知を行っているところであります。

また、町道上立香第2線の道道昇格に関連し、行われる道道の改築事業は、現在調査測量設計や関連資料作成など事業計画を策定中であるため、具体的な事業期間等は示されておきませんが、令和6年度中には上立香橋の老朽化に伴う架け替えに必要な仮橋の整備に着手する予定と承知しております。本事業におきましても早期完成に向

け、引き続き要望してまいる所存であります。

地滑り関係では、室蘭開発建設部及び室蘭建設管理部による対策工事等により上久保内地区は安定しておりますが、幸内地区では比較的に変位は少なくなっているものの、いまだ融雪期や大雨時には変位が見られるため、引き続き注視が必要な状況にあります。今後も各関係機関との観測を継続しながら情報共有を図るとともに、連携を取りながら対応してまいりたいと考えております。

以上が令和6年度において国、北海道が予定しております事業等の概要であります。

壮瞥町内では、国及び北海道が行う多くの社会基盤整備が実施されております。その中でも道路、河川、防災対策は、住民生活や経済、社会活動を支える最も重要な社会基盤でありますので、地域の実情に応じた整備についてより一層関係機関との連携を強化し、事業の実施、早期完成に向けて努めてまいる所存であります。

以上、令和5年第4回定例会以降における町政の主なものについてご報告いたします。

○議長（森 太郎君） これにて行政報告を終結いたします。

◎町政執行方針及び教育行政執行方針

○議長（森 太郎君） 日程第5、町政執行方針及び教育行政執行方針を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和6年第1回壮瞥町議会定例会の開会に当たり、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と、重点的に取り組む政策について申し上げます。

初めに、町民の皆様の温かいご理解とご支援により、昨年5月から2期目の町政を担わせていただいております。

私は、就任以来、常に町民の皆様の幸せと、町の持続的な発展のために、壮瞥町を、次代を担う子供たちへ着実に継承していくことを基本に、

- ・公正・公平で、町民の皆様と共に歩む町政
- ・課題解決に果敢にチャレンジする町政

を信条として、町政運営に当たらせていただいております。

新年度においても、皆様の期待と負託に応えるべく、第5次壮瞥町まちづくり総合計画の将来像「笑顔あふれる元気なまち～そうべつ～」の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

財政運営についてですが、平成28年度以降、収支不均衡となっていた町財政について、就任以来、職員の皆さんと危機感を共有し、歳出予算の精査とともに、既存事業も含め、財源の活用を調査・検討するなど全庁挙げて取り組んできたところです。

これにより、令和2年度から基金保有額は増加に転じ、令和4年度の決算では、一般会計の実質単年度収支が2年連続で黒字となり、全会計の基金保有額も3年連続で増加し、22億3,753万円となったところです。

収支改善に向けた取組と並行して、町独自の子育て支援策の創設や、持家住宅取得推奨や民間賃貸住宅整備助成を拡充したことに加え、リゾートホテルの立地等から定住人口増となったところです。

また、長年の懸案であった、中学校の移転建て替え整備も本年度から着手したところではありますが、これからも公営住宅など、社会資本整備を計画的に推進し、持続的で発展的なまちづくりを推進していく考えです。

そのために、新年度においても引き続き健全な財政運営に努め、「産業の振興」、「火山との共生」、「子育て支援」、「老後も安心」をキーワードに、まちづくり総合計画に基づき、施策を展開してまいります。

新年度の予算の特色は、計画的に推進してきた総合的な定住施策の継続に加え、新たな子育て支援策と教育環境整備、企業立地促進条例に基づく事業者支援など、町の将来に必要な投資を積極的に進めることです。

予算規模としましては、一般会計の総額は、55 億 9,500 万円で、前年度に比べ 4 億 4,200 万円、8.6%の増となっております。

その主な要因は、中学校の移転整備や電算機器類の更新、立地企業への雇用助成金等による支援といった新年度取り組む単年度の事業費の増に加え、施設の維持管理経費の増と各種支援策を充実したこと等によるものです。

このため、財政調整基金の繰入額は、前年度より 5,000 万円増の 1 億 9,000 万円となっておりますが、継続して財源の確保と効率的な事業執行に努めるなど、安定的な財政運営に向け、取り組んでまいります。

まちづくり総合計画の施策体系に基づき、政策展開の基本方向についてご説明します。

まず、元気な産業のまちについてですが、将来に向かって持続的に発展するまちづくりを進める上で、基幹産業である農林業や商工・観光業の振興は重要です。

地域に安定した産業や雇用の場があることは、地域の持続・発展の原点であり、本町が有する特色を生かした地域産業力を着実に向上させる取組を計画的に推進してまいります。

農業の振興については、農業従事者の減少や高齢化が進行する中で、担い手の育成・確保は重要であり、就農相談から研修・実習の受入れ、就農後の技術習得や経営管理能力の向上研修など体系的で一貫した担い手支援体制を一層強化するなど、経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図ってまいります。

令和 3 年度から 2 か年で実施した国費事業の情報通信環境整備対策事業については、引き続き農業水利施設の管理の省力化やスマート農業の実装等に向けた具体的な検討を継続してまいります。

近年、醸造用ブドウの生産面積が増加している傾向にあり、民間でのワイナリー整備に向けた取組や、町民有志による研究がなされておりますが、こうした動きを捉え、

情報の収集と共有により方向性を検討してまいります。

なお、移転後の中学校跡については、これまでの位置づけを基本としながらも、協議検討状況を踏まえ、適切に判断してまいります。

関係機関の協力を得て、農地の利用集積、生産性や収益性の向上など本町の農業・農村の振興と地域活性化を図る検討調査に取り組むとともに、高品質堆肥の製造・施用を通じた持続的な農業の推進等を継続してまいります。

農業用排水路の適切な維持管理に努めるとともに、町営牧場については、再編後の利活用の方法を含め、新年度内に方向づけしてまいります。

本年度のりんごまつりについては、ゲームキャラクターをりんご大使に任命し、1か月間のスタンプラリー形式で開催しましたが、事業の成果と評価を踏まえ、さらなる知名度アップと誘客、経済波及効果を全町的なものにしていくため、実行委員会の取組を支援してまいります。

有害鳥獣対策については、農業被害に加え、車両事故の発生等深刻さを増していることから、関係団体と連携し、個体数を減じる対策を強化するとともに、資源としての活用や人材の育成などに加え、必要な施設整備の検討も含め、総合的に取り組んでまいります。

林業の振興については、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林環境譲与税を活用し、育苗を含め、植栽、保育、間伐等の森林整備を計画的に推進するとともに、林道の維持管理を継続してまいります。

廃止鉱山の鉱害対策については、北海道や関係団体と連携して、坑廃水の適正処理等を継続してまいります。

商工業の振興については、商工業の総合的な改善発達を図るための組織である商工会への補助を継続し、経営安定、事業継続など、主体的な取組を支援してまいります。

令和4年3月に制定した「壮瞥町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づく「住宅等リフォーム支援事業補助」の拡充やコロナ禍での借入融資の返済に係る「利子補給」等、事業者の支援に取り組んでまいります。

観光業の振興については、観光協会の活動や「雪合戦」への支援の継続に加え、企業立地促進条例などに基づき、立地企業の活動を支援するとともに、空き店舗の活用や、物価高騰の対策等に取り組んでまいります。

このほか企業やサテライトオフィスなどの誘致に加え、アウトドアスポーツやアドベンチャートラベル推進の視点で、雪合戦やオロフレスキー場を活用した新たなツアーメニュー開発による誘客に取り組んでまいります。

また、昭和新山や洞爺湖をはじめ、横綱北の湖記念館・郷土史料館やジオパークを生かし、広域連携による、教育旅行や団体旅行などの誘致に、国、北海道、近隣市町や関係団体と連携し積極的に取り組んでまいります。

加えて、道路利用者の休憩拠点であり、本町の魅力や観光、農産品の情報発信拠点

である「道の駅」の機能強化を図るため、駐車スペースの拡充等、緊急時の防災機能の強化も含め、指定管理者や関係者等と具体的な検討を行ってまいります。

さらに、都市圏の自治体と連携・協定を締結し、相互の有する逸品を全国各地に向けての発信や、販路拡大、持続的な交流の発展、相互交流によるPR活動や人材育成を図っていく考えです。

次に、「笑顔あふれる暮らしのまち」について申し上げます。

未来を担う子供からお年寄りまで、安心して暮らせることは、まちづくりの基本であり、移住と定住を促進するためにも重要です。

「子どもたちは地域の宝」であり、少子化は我が国の最大の課題です。

子供からお年寄りまで、安心して暮らせるまちづくりは、若者世代の移住や定住を促進するために重要と考えております。

まず、子育て支援対策についてですが、「壮瞥町子ども・子育て支援条例」に基づき、令和3年度から拡充した医療費の高校生までの無料化や、新たに創設した、出生時10万円、入学時5万円を支給する「子育て応援祝金」など独自の取組を継続してまいります。

加えて、本年度から実施している小中学生の給食費の半額補助を継続するとともに、新年度から、保育料と保育所給食費の完全無償化や一時保育の導入など保育サービスの充実など、子育て支援を拡充してまいります。

また、児童福祉法の改正を受け、子育て世帯に対する包括的な支援に向けた体制強化を図るため、設置が努力義務化された「こども家庭センター」の設置を検討するとともに、支援計画の作成など、子育て家庭への支援の充実を図る考えです。

中学生フィンランド国派遣事業を実施するとともに、胆振管内唯一の町立の農業高校である壮瞥高校の活動と地域の連携を強化してまいります。

さらに、本年度から取り組んでいる壮瞥中学校の移転建て替えや学校施設への冷房の導入を計画的に進めるとともに、教育備品の整備を図るなど、望ましい教育環境づくりを推進してまいります。

次に、「健康と生きがいのあるまち」について申し上げます。

高齢化が急速に進行している本町で、心身ともに健康で豊かな生活を送るためには、健康づくりと医療、介護、福祉、保健が連携した体制の維持、構築が重要です。

町内には、病院が2か所、歯科診療所が1か所あり、地域医療を担っていただいておりますが、そうべつ温泉病院については、本年の夏以降、伊達市内への移転に向け、準備が進められているものと承知しております。

町としましては、地域医療等への影響を最小限とするため、移転後の診療所設置など協議を行っているところでありますが、今後、法人等との調整を密にするなど、適切に対処していく所存であります。

高齢者等の支援対策等については、社会福祉協議会や法人等と連携した各種サービ

スや「生活支援ハウス運営」、「介護予防通所・家事援助」などとともに、本年度、拡充した「福祉灯油」を継続してまいります。

現在、令和6年度を初年度とする「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定中ですが、給付費の見込みや、制度改正などを踏まえ、介護保険事業の適正運用に努めてまいります。

障害者福祉として、法令や計画などに基づき、町内の社会福祉法人や作業所と連携し、障害のある方が安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

町民の皆様の健康寿命を延伸するため、各種検診や本年度創設した「带状疱疹ワクチン補助」の継続実施や介護予防、相談支援体制の充実を図るとともに、国民健康保険、後期高齢者医療の安定的な運営に努めます。

滝之町共同墓地の利用者の路上駐車を抑制し、利便性の向上を図る観点から、宗教法人から無償で敷地を借り上げ、駐車場及び指定緊急避難場所としての環境整備を行うとともに、伊達火葬場の利用料の一部負担を継続してまいります。

また、西いぶり広域連合が整備する新中間処理施設の整備に必要な負担を行うとともに、事業系のごみ処理手数料については、コロナ禍や物価高等の影響を受けている事業者の現状に配慮し、激変緩和として、新年度は料金を据え置き、令和7年度以降、段階的に改正していく考えです。

地域交通対策については、胆振線代替バス等、バス路線の運行維持や、コミュニティタクシーの運行維持費の補助を継続してまいります。

本町は、令和5年2月27日にゼロカーボンシティ宣言を行ったところであり、新年度は、町の「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、国や北海道等の施策を活用した、脱炭素社会の実現に向けた環境づくりを行ってまいります。

次に、「希望に満ちた安全なまち」について申し上げます。

平成12年有珠山噴火から24年を経過しようとしております。

近年、全国的に自然災害が頻発化、激甚化しており、災害に強い、安全で安心して暮らせるまちづくりが重要となっています。

昨年5月、活動火山対策特別措置法の一部が改正され、「火山防災の日」と定められた8月26日に、防災啓発事業を団体等と連携して開催するとともに、自主防災組織の組織化を進めてまいります。

また、法の位置づけに基づき、火山周辺の集客施設を利用する旅行者等の円滑な避難を促進するため、周辺市町と連携し、避難促進施設の指定と、当該施設による「避難確保計画」策定を支援してまいります。

加えて、時間に応じて、取るべき警戒行動を事前に定めておく「タイムライン」が、道内の1級河川の流域で導入、運用されておりますが、長流川流域でも導入に向け、北海道や関係機関、流域自治体と検討してまいります。

避難所備品の計画的な購入や、広域避難に向けた近隣自治体や宿泊先との連携や他

の自治体との防災協定を締結するとともに、防災訓練を実施するなど、災害に強い地域づくりを推進してまいります。

各種ハザードマップの情報を考慮した社会基盤づくりが重要です。道路や公共施設の基盤整備対策については、国道、道道の整備促進に向けた要請活動をはじめ、整備に伴う水道施設等の移設整備を推進します。

町道整備については、滝之町中島 1 号線整備の継続に加え、新山 3 号橋の補修工事や地域からの要望を踏まえ、町道の整備等に取り組むとともに、草刈り、除雪など適切な維持管理に努めてまいります。

住民避難に備え、公共施設の適切な維持管理に努めるとともに、温泉資源の適切な維持管理を継続して実施してまいります。

また、生活や経済活動に欠かせないライフラインである簡易水道と集落排水事業等の安定的な運営に努めるとともに、新年度から導入される公会計制度の適切な運用に努めてまいります。

次に、各地域の活性化対策についてですが、滝之町・立香地区については、町の中心地として買物がしやすい環境や、空き家・空き地の活用、良好な景観形成に向けた施策などを検討するとともに、建部改良住宅の整備に向けた具体的な検討を進めてまいります。

久保内・弁景・幸内・蟠溪地区については、地域の皆さんと、定住対策と公共施設の再編、活用に関する検討を進めてまいります。

また、温泉資源の効果的、持続的な活用を図るため、適切な管理方法や利活用の検討を進めるとともに、国道 453 号の蟠溪道路整備に合わせた水道施設等の移転や町道関内蟠溪線の地滑り対策を継続してまいります。

東湖畔・仲洞爺地区については、町道仲洞爺早月線の道路改修に取り組むとともに、仲洞爺の特性を生かした産業の振興と地域づくりを推進している事業者と連携し、環境整備を行ってまいります。

昭和新山地区については、危険家屋化した空き店舗の除却を着実に推進するとともに、地域の皆様や関係機関との調整を図り、魅力化と噴火災害に強い地域づくりに向け、具体的なビジョンづくりを行ってまいります。

なお、新年度においても北海道職員の自治法派遣の継続を要請しており、必要な予算を計上しております。

壮瞥温泉地区については、立地企業への必要な支援を行うとともに、町道明治第 4 線の舗装や、洞爺湖園地と湖面の安全で適正な管理、利用を図るため、環境整備を進めてまいります。

有珠山との共生が宿命である本町にとって、まちづくり総合計画では、各地域の歴史と特性を生かした地区整備の推進は重要であると位置づけられており、計画的な検討を継続してまいります。

次に、「未来へつなぐ明るいまち」について申し上げます。

「移住定住・関係人口の拡大」については、本町では、現在、9名の地域おこし協力隊が、情報発信、農業、スポーツ・教育、観光、移住、空き家対策、山村振興など、それぞれの分野で広く活躍されています。

新年度は、これまでの取組を継続し、卒業する隊員の起業支援や、後任を採用するとともに、スポーツ庁の助成を受け検討してきたアウトドア推進のため、総務省の施策である「地域活性化企業人」を活用した人材の誘致により、地域の活性化に資する取組を推進してまいります。

慢性的な住宅不足を改善するために令和3年7月から拡充した「民間賃貸住宅整備助成」については、本年度、リゾートホテルの社員用として50世帯分の整備に活用され、人口増となったところです。

新年度は、施策の活用に向けた具体的な相談が寄せられており、整備計画が定まった段階で、予算計上する予定としております。

また、令和4年4月から拡充した「持ち家住宅取得奨励金」については、平成26年度の創設後、多い年度で6件の助成実績でありましたが、令和4年度は12件となり、本年度は11件となる予定です。

新年度は、前年度当初予算と同様の4件分を計上しておりますが、人口減、住宅不足といった課題を解決し、子育て世代の住宅取得と町内居住を促進し、将来への投資を促す施策として継続してまいります。

次に、「住民参画・協働のまちづくり」については、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、これまでの町政懇談会に加え、政策推進に関連する団体や地域との懇談機会の充実を図るとともに、自治会活動への支援などを継続してまいります。

町政情報を分かりやすく伝え、発信するため、広報機能の充実に努めるとともに、国の方針に基づき、事務事業の効率化を図るため、広域連合と連携し、自治体業務処理の共通基盤への移行などに取り組んでまいります。

「基金減のない財政運営」については、これまでの収支改善に向けた取組を継続し、安定的な財政運営に努め、既存事業の継続と、まちづくり総合計画に基づき、計画的に施策を推進してまいります。

次に、「親切で信頼される役場」について申し上げます。

地方公務員には、住民福祉の向上と町を持続発展させるという普遍的な使命があります。

小規模自治体の特性を生かし、施策の推進や理解を促進するとともに地域の課題を把握し、町政に反映させ、解決していくため、「町民の皆さまとの対話・コミュニケーションを深める」よう努力してまいります。

加えて、公務員としての自覚ややりがいを喚起し、町民の皆様にとって身近な存在

で「期待と負託に応え、親切で信頼される役場」づくりに取り組んでまいります。

また、マイナンバーカードを使用して、申請書類の記載を軽減する書かない窓口の適切な運用に努めるとともに、行政事務を、適切かつ効率的に進めるため、消防や火葬場、ごみ処理、共同電算など広域連携による事務処理を継続して推進してまいります。

以上、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と施策について、まちづくり総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

本町は、本年、145 年目の歴史を刻みます。

フロンティア精神を持った、先人のたゆまぬ努力により、豊かな郷土が築かれてきました。

人口減、少子高齢化、コロナ禍に加え、原油価格や物価の高騰等に直面しておりますが、本町の持つ地域資源と人的資源など、優位性を最大限生かし、課題解決に、果敢にチャレンジすれば、必ず改善していきます。

子供たち世代に希望ある未来を準備していくことが今を生きる私たちの務めであり、議会と町民の皆様、行政が心をつにして、知恵を絞り、邁進していくことが重要と考えております。

議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、町政執行方針とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（森 太郎君） 教育長。

○教育長（谷坂常年君） 最初に、この機会をお借りして、令和6年1月1日に能登半島で発生しました能登半島地震におきまして、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、そのご家族や被災された方々に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、令和6年第1回壮警町議会定例会の開会に当たり、新年度の教育行政の執行に関する基本的な考え方をご説明申し上げます。

I はじめに。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、学校や社会教育では、従来からの行事等の実施が可能となりましたが、従来の形に戻すことに止まらず、内容を見直し、精選し、工夫改善して、学びや活動を継続していただいた学校、社会教育関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

昨年は、学校、社会教育ともに、様々な面で児童生徒の成長が見られたことと考えます。一方で、過去に例のない記録的な暑さに見舞われるなど、社会や環境の変化が激しい状況にあり、そのような課題に適切に対応し、教育環境をしっかりと整備していくことが肝要であります。

教育委員会といたしましては、壮警町教育大綱を踏まえ、「変化する社会をたくま

しく生きる力の育成」と「生きがいを創り出す生涯学習の推進」を基本方針として、全ての教育関係者、地域の皆様と連携し、小さな町だからこそできる「きめ細かい教育行政」を推進してまいり所存であります。

以下、その施策の概要を申し上げます。

学校教育について。

全ての子供に、学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるように、地域と共に、子供一人一人の可能性を引き出す教育の充実を図ります。

1 子供の学びを支援する教育の推進。

(1) 学びを変える授業改善。

子供が自分のペースで、自分で学ぶことができる個別最適化を図る授業を工夫します。また、課題解決型の学習の中で、自分で調べて発表し、議論する中で学びを深める協働的な学びを推進します。GIGAスクール構想によって配備された1人1台の端末を十分に活用します。学校で長い時間を過ごす授業をさらに工夫改善することにより、子供にとって「楽しい学びの場」であり、「互いに学びあえる授業」の実現を図ります。

(2) 外国語及び国際理解教育。

中学校の英語科において、北海道教育委員会に指導方法工夫改善に係る定数の加配を申請して、生徒の学ぶ意欲が向上する授業改善や指導方法の工夫改善に取り組み、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に努めます。

JETプログラムを活用した外国語指導助手を小中高に派遣し、外国語に必要な資質・能力を児童生徒が確実に身につけられるよう取組を進めます。

(3) 支援が必要な生徒への指導。

特別な支援が必要な児童生徒には、一人一人のニーズに合った適切な支援を行うために、関係機関との連携や教育支援員の配置など、必要な措置を継続してまいります。豊かな心の育成。

(1) いじめ見逃しゼロ。

各学校の「いじめ防止基本方針」に基づき、①学校内外の連携を基盤とした学校いじめ対策組織を実効的に機能させること、②事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換、③いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身につけさせるような働きかけを行う取組を支援します。

(2) 誰一人取り残さない教育。

不登校児童生徒への支援は、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められます。不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえた上で適切にアセスメントを行い、支援の目標や方針を定め、個々の児童生徒に応じて具体的な支援を組織的に進めることが大切です。

全ての子供に確実に学びを届ける仕組みづくりを目指します。オンライン授業や別室登校に加えて、不登校児童生徒への対応について関係機関と連携して推進するなど、学校の指導を支援、援助し、個別の相談体制を整備します。また、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの専門家や専門機関との連携による支援体制を構築します。

3 学校安全及び環境整備。

(1) 学校の安全教育及び安全管理。

各学校の安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築するとともに、「1日防災学校」等の取組を充実させるよう支援し、地域（有珠山等）の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練等を支援します。

(4) そうべつ型国際理解教育。

①外国語の言語的知識と背景にある文化について、小中学校で系統性を持った指導することにより、理解を深める。②人とのつながりや場面を把握し、状況に応じた判断力を育成し、主体的にコミュニケーションを行う力を身につける。この内容をフィンランド国派遣事業の目標として習得を目指します。

5 地域に貢献する高校づくり。

(1) 躍進する農業クラブ活動等。

昨年3月、全道の高校が探求活動の成果を披露する「探求チャレンジ北海道」（道教委、北海道大主催）において、果樹栽培で出る廃木を炭にして、地域の特産品づくりにつなげる取組を発表した壮瞥高校のチームが、道知事賞に次ぐ札幌市長賞を受賞しました。昨年9月には、令和5年度日本学校農業クラブ北海道連盟全道技術競技大会に出場した2年生が農業鑑定競技会（園芸）で最優秀賞を受賞し、10月に実施された日本学校農業クラブ全国大会に進出して、2年連続優秀賞を受賞しました。また、高校生たちの農業の取組を応援する第7回「全国高校生農業アクション大賞」で、全国の農業高校42校53件の応募から15校が選出された中に、壮瞥高校・果樹班（Ⅲ類班）の取組が入選しました。

(2) 各開催行事の充実。

感染症対策を継続しながら実施しました「朝市」に286人、「収穫祭」には261人、「りんご鉢花販売会」に128人、「めぐみ」は年間8回実施し、延べ81人の多くの皆様にご来校いただきました。生徒が日々の実習等で育てた生産物や加工品を対面で販売し、その場で商品に関する聞き取り調査を実施し、改善を図るなど、活動の充実を図りました。今後も地域の期待に応える学校の取組を支援します。

(3) 出願状況。

新年度の出願者は、一般選抜の出願者9名、推薦選抜の出願者7名、うち町内は1名となっております。出願者は昨年度から4名の増となりました。今後も引き続き、教育活動の充実を図るとともに、生徒募集活動にも積極的に取り組んでまいります。

胆振西学区の中卒者数は、令和7年度から令和11年度の5年間で、274名の減少が見込まれており、通学圏外からの生徒の募集対策について検討を進めます。

（４）進路状況。

令和6年3月の卒業生18名は、生きる根源である「食と農」を学び、勤労観・職業観を育成する教育課程を経て、令和6年1月末現在、17名が進路を内定しました。大学に1名、短期大学1名、専門学校に9名が進学し、就職希望者は、町内事業所のオーチャード奥洞爺に1名、町外は、陸上自衛隊2名、生活協同組合コープさっぽろ1名など、6名が内定しています。

6 地域とともにある学校づくり。

（１）小中高全てがコミュニティ・スクール。

本町は、小中高の全ての学校に学校運営協議会を設置し「地域とともにある学校—コミュニティ・スクール」の取組を推進してきました。読書や食育、そうべつ学びサポーターなど多くのボランティアの皆さんによる学校への支援が行われています。また、道教委の支援を受け、小学校に地域学校協働活動推進コーディネーターを配置し、保護者、地域、学校がより一層連携して、地域全体で子供たちの成長を支える体制づくりを進めます。

（２）教職員の働き方改革。

「学校における働き方改革壮警町アクションプラン」に基づく取組を着実に進めるとともに、校務支援システムを小中高全ての学校に導入しました。子供たちが、質の高い教育を受け、自らの可能性を最大限に伸ばすために、教職員が健康で生き生きとやりがいを持って勤務できるよう支援します。

以上、学校教育について述べました。

続きまして、社会教育についてであります。

令和2年度に策定しました「第8次社会教育中期計画」及び「第2期壮警町スポーツ推進計画」を改定し、令和6年度に各種事業を展開しながら、業績評価を実施し、「第9次社会教育中期計画」と「第3期壮警町スポーツ推進計画」を策定します。

1 生涯学習の推進。

子供たちが夢と希望を持ち続け、壮警町を誇りに思う気持ちを涵養するとともに、町民の皆様が持続可能なまちづくりに主体的に取り組み、生きがいへとつながる活動を支援する社会教育を推進します。

（１）フィンランド国派遣事業。

令和元年度に事業の在り方を見直し、日数の減や隔年実施に変更しました。新型コロナウイルスの影響により、令和5年度に4年ぶりとなる事業を再開しました。令和6年度は、中学生1、2年生を対象に実施し、その後、隔年で実施します。引き続き、本町独自の特色ある事業として、また、本研修を経験した生徒は、英語力の向上や国際理解についての考えを深めるなど、生徒の成長に大いに寄与していると評価してお

り、今後も学校と連携して事業の充実を図ります。

(2) 学校の環境整備。

過去に例のない記録的な暑さに見舞われた昨年、北海道教育委員会の学校管理規則の変更に応じて、本町教育委員会の学校管理規則について、長期休業中日の総日数をこれまでの50日から56日にするなどの変更を行いました。

教育委員会として児童生徒が安全で安心した学校生活を送ることができるよう、エアコンやスポットクーラーを設置して熱中症対策を図っていきます。

4 小中一貫教育の推進。

(1) 壮瞥中学校建て替え事業。

令和4年度に基本設計、実施設計、令和5年度に着工し、令和7年3月に校舎やグラウンドが完成する予定です。それぞれ独立した小学校と中学校……

〔「すみません、今何ページですか」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時59分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

○教育長（谷坂常年君） 大変失礼いたしました。訂正しまして、まず学校教育の4ページのところからご説明申し上げます。

(2) 学校の環境整備。

過去に例のない記録的な暑さに見舞われた昨年、北海道教育委員会の学校管理規則の変更に応じて、本町教育委員会の学校管理規則について、長期休業日の総日数をこれまでの50日から56日にするなどの変更を行いました。

教育委員会として児童生徒が安全で安心した学校生活を送ることができるよう、エアコンやスポットクーラーを設置して熱中症対策を図っています。

4 小中一貫教育の推進。

(1) 壮瞥中学校建て替え事業。

令和4年度に基本設計、実施設計、令和5年度に着工し、令和7年3月に校舎やグラウンドが完成する予定です。それぞれ独立した小学校と中学校が渡り廊下でつながり、児童生徒の9年間を見通した教育課程を編成して、小中一貫教育を推進します。

(2) 小中一貫推進委員会。

令和5年度からの取組を令和6年度も継続して組織的に取り組みます。「マネジメント」「カリキュラム」「生活スタイル確立」「学びスタイル確立」「インクルーシブ」分野のプロジェクトチームにおいて、検討、協議し、令和7年度に向けての方向性を確立します。

(3) そうべつ型ふるさと教育。

全体計画に基づき、総合的な学習の時間等で、小中9年間を通した「そうべつ型ふるさと学習」を計画的に進めます。

一昨年は壮瞥中学校と釜石中学校が、昨年は壮瞥小学校と鶴田小学校が修学旅行で来町し、ふるさと学習等で交流しました。今後は壮瞥小学校の修学旅行でも交流する相互交流ができるよう取り組んでまいります。

これで学校教育を終了させていただきます。

続きまして、社会教育の続き、8ページからご説明申し上げます。

(2) 新年！伝統あそびの日。

カルタや太鼓、餅つきなどの日本の伝統行事を子供たちに体験させる事業です。令和5年度は、それらの体験に加えて、本町の「仲洞爺獅子舞」「久保内獅子舞」を保存会の皆様に協力していただき、子供たちに体験させることができました。子供たちも楽しく参加しており、新年度も継続して内容の充実を図ります。

(3) 子ども郷土史講座等。

「児童生徒芸術鑑賞会」「地域子ども会、子ども会育成連絡協議会への支援」など、子供たちの成長に欠かせない良質な体験活動として実施し、豊かな心を育んでまいります。

(4) 成人教育の推進。

「二十歳を祝う会」「マイプラン講座」「夜空を見る集い」「運営ボランティア実行委員会への協力支援事業」「芸術鑑賞ツアー」「文化協会支援事業」など、関係団体と協力して内容の充実を図ります。

(5) 高齢者教育の推進。

「山美湖大学の開設」など、健康づくりや軽スポーツ、社会見学や趣味教養の講座など、心豊かで生きがいを感じ、充実した生活を送るための学習機会の提供や豊富な経験や知識を地域に還元し、次世代と共に元気で活躍できる環境づくりを継続して推進します。

スポーツで明るく元気に持続するまち。

(1) スポーツで人づくり。

スポーツの持つ力を最大限生かし、幼少期からスポーツに親しみ、それぞれの年代においてスポーツ活動を通じて、生きがいと活力ある生活が送れるよう、総合型地域スポーツクラブと連携し、スポーツ活動を推進します。

（２）スポーツで集う。

スポーツ推進員を中心として、スポーツを通じて集い、多くのスポーツ交流を生み出す活動を推進します。

（３）スポーツでまちづくり。

本町は地域資源を活用したスポーツ活動を推進し、スポーツを核とした地域活性化を推進します。スポーツ庁の「スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業」で立ち上げた「そうべつアウトドアネットワーク」を法人化組織へと発展させて、事業の多角的な発展を進めます。

（４）部活動の地域移行。

「学校の働き方改革と持続可能な部活動の実現」について、スポーツ・文化や経済活動の振興など、地域の活性化を目指し、関係団体と連携して、「部活動の地域移行」を推進します。昨年は「壮瞥町部活動地域移行関係者会議」を開催し、令和６年度は「部活動地域移行検討協議会」を立ち上げて推進してまいります。

読書活動の推進。

令和５年度に策定する「壮瞥町子ども読書推進計画」（第４次計画）に基づき、全ての子供が、様々な機会と様々な場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、図書ボランティアや読み聞かせボランティアの皆さん、関係機関と連携して、積極的にその環境整備を図っていきます。

（１）家庭における読書活動の推進。

「ブックスタート事業」など、乳幼児期からの読書に親しむ機会づくり、小学生からの読書習慣の形成のための環境づくりを支援してまいります。

（２）地域における読書活動の推進。

「図書フェスティバル」「春の子ども読書週間」や「夏休み子ども企画展示」の実施、「季節 新規・継続の装飾と特別展示」の実施など、地域における読書活動を推進します。

（３）学校等における読書活動の推進。

「読み聞かせ」や「朝の読書」の実施、「学校ブックフェスティバル」の実施など、学校の計画的・継続的な読書活動の推進を支援します。

結びになりますが、以上、令和６年度の教育行政に関する主要な方針と施策を申し上げます。

教育委員会といたしましては、本町の学校教育・文化・スポーツの振興と生涯学習社会の実現のため、関係機関と連携して、施策と事業を推進してまいります。

町民の皆様、議会議員の皆様のご理解とご協力をいただき、力を合わせて教育行政を執行してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森 太郎君） これにて町政執行方針及び教育行政執行方針を終結いたします。

◎一般質問

○議長（森 太郎君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） 質問の柱ですけれども、高齢者福祉充実のための加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設についてということで、以下質問の要旨を申し上げます。

令和6年度町政執行方針の中で、笑顔あふれる暮らしのまちで子育て支援対策は他の自治体に勝る諸施策に取り組まれています。さらに、健康と生きがいのあるまちでも諸施策に取り組まれています。特に年々高齢者が増える中での施策について考え、実施しなければならない事項として加齢性難聴者の皆さんに対する取組が必要と考えます。

少子高齢化社会が進む壮瞥町は、高齢者の皆さんの社会参加が望まれ、より活発にしなければなりません。加齢性難聴は社会参加を閉ざすものと言われ、ひきこもりや認知症を引き起こす要因とも言われています。このような加齢性難聴者の皆さんの中で中程度、40から70デシベルの方に対しての手当ではなく、各自治体の取組に任せられています。ご承知のとおり老眼鏡と比べて補聴器は大変高額であり、年金だけの生活をする皆さんには経済負担が大きいのが現状です。

そこで、1点目、町は加齢性難聴者の現状をどのように把握しているか。

2点目、補聴器の使用は高齢者の皆さんの生活の質の向上と確保、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制につながるものと考えますが、町の認識について伺います。

3点目、補聴器購入に対する公的補助制度の創設が必要と考えますが、町の考えについて伺います。

以上、3点です。

○議長（森 太郎君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時22分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（佐藤 恣君） 2点目、学校教育に関してですけれども、学校の部活動の地域移行について、その質問の要旨を申し上げます。

令和6年度壮瞥町行政執行方針、学校教育、教職員の働き方改革、社会教育のところでは部活動の地域移行について伺います。

1点目、壮瞥町教育委員会は北海道教育委員会が示した学校における働き方改革北

海道アクションプランに準じて平成30年1月に学校における……今の1月ではない、11月に訂正してください。11月です。そして、この改革です。壮瞥町教育委員会も、この策定に準じて学校における働き方改革壮瞥町アクションプランを策定、その後3回にわたる改定をし、今日に至っております。この間、このアクションプランの指針がどのように取り組まれてきたか、成果があったかについて伺います。

2点目、6年度教育行政執行方針の中で、令和5年度の取組報告で小中高全ての学校に北海道公立学校校務支援システムを導入したとありましたが、この導入でどのような成果が期待できるのか伺います。

3点目、社会教育、スポーツで明るく元気に持続するまちで部活動の地域移行について示されています。中学校の部活動を地域に移行、スポーツ、文化活動の経済活動の振興など、地域の活性化を目指し、関係団体と連携して部活動の地域活動を推進とありますが、このような方向転換の時代的背景について伺います。

4点目、このような従来からの部活動から大きく方向転換が予想されていますが、現段階での教育現場での捉え方をどのように認識しているか。

以上、4点について伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 5番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の質問について、ご答弁を私のほうから申し上げます。

加齢によって起こる加齢性難聴は、年齢以外に特別な原因がなく、誰にでも起こる可能性があり、老化による聴覚機能の低下であるため、根本的な治療がないとされております。

難聴と認知症の関係については、国の認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランでは、認知症の危険因子として遺伝性のものや高血圧、糖尿病などのほか、難聴もその一つとされていると認識しております。

1点目の加齢性難聴者の現状把握ですが、住民からの要介護認定申請に基づき実施される認定調査において聴力についての調査項目があり、令和5年度に実施した97名中44名に聴力機能の低下が表れている結果が出ております。

2点目の補聴器の使用による認知症の予防などへの認識についてですが、難聴によって住民同士のコミュニケーションが不足することや、外出を控えるなどにより様々な意欲が低下し、認知症や鬱病になる傾向が強くなると言われていることから、難聴者も含めた全ての高齢者に対して社会福祉協議会が実施するあっぷるひろばやスポーツサロン、健康麻雀サロン、地域包括ケア支援センターが実施する転ばん塾などへの参加を促すことで認知症予防、健康寿命の延伸につながり、結果として医療費の抑制に寄与するものと認識しております。

3点目の公的補助制度の創設についてですが、補聴器購入の補助制度につきましては、障害者総合支援法に基づく身体障害者手帳をお持ちの方への補装具費支給制度に

において原則9割が公費負担されているところであります。

身体障害者手帳をお持ちでない方に対する支援につきましては、難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を低下させる原因となることや、認知症の危険要因の一つとされていることなど、高齢者全体に関わる大きな課題であると認識していることから、国において一律に制度を設計すべきものと考えております。

日常的なコミュニケーションが非常に取りにくいことが難聴の大きな課題であることから、まずは難聴を感じたら地域包括支援センター等へ相談していただき、適切な医療へつなげ、診断できるよう支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁いたします。

2点目の学校の部活動の地域移行については、教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（森 太郎君） 教育長。

○教育長（谷坂常年君） 学校部活動の地域移行につきましての部分につきましては、私のほうからご答弁させていただきます。

1点目のアクションプランの取組とその成果についてでございますが、近年の社会情勢の変化に伴い、学校を取り巻く環境は複雑化、多様化し、学校現場が直面する教育課題は多岐にわたり、教職員はそれらの課題に適切に対応することが求められています。そのような状況において、教職員はこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職員人生を豊かにすることで自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが大切であります。そのような中、平成30年3月に北海道教育委員会において学校における働き方改革北海道アクションプランが策定されたことから、本町におきましても学校における働き方改革壮瞥町アクションプランを平成30年11月に策定し、教職員が健康で生き生きとやりがいを持つことができる職場環境を整えることができるように業務改善に取り組んでまいりました。この間、学校閉庁日、定時退勤日、部活動の休養日の設定や学校行事の精選などに取り組み、その成果として教職員の時間外勤務が縮小するとともに、町内全ての学校において体調を崩して休職する教職員は皆無であり、教職員自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができる職場環境にあると考えます。今後も引き続き実効性のある取組を推進し、教職員の働き方改革に取り組んでまいります。

次に、2点目の北海道公立学校校務支援システムの導入による成果についてでございますが、学校における働き方改革壮瞥町アクションプランにも位置づけてございますけれども、教職員の業務を電子化することにより適切に効率化を図り、業務量を軽減することで子供たちと向き合う時間を確保して、きめ細かい指導の充実を図ることを目的に導入しております。期待される効果につきましては、教職員の校務に関わる

関係文書や書類について、これまでは別々に作成しておりましたが、校務支援システムを導入することにより書類を一元管理することができ、データの入力により複数の書類にデータが反映されて、文書作成が円滑になることなど、教職員の業務改善に大きな効果があるものと考えております。

次に、3点目の部活動地域移行についての方向転換と時代背景についてであります。近年学校の部活動におきましては教職員が休日も含めた部活動の指導や引率業務、競技経験のない種目の顧問を担当することなど、教職員の大きな負担となり、課題とされております。学校だけでは子供たちのスポーツ、文化環境を継続的に支えていくことは困難であることから、地域が持続可能で多様な環境を一体的に整備することにより、実情に応じたスポーツ、文化芸術活動の取組を支える観点で部活動の地域移行が推進されていくものと考えております。

最後に、部活動の方向転換に対する教育現場の認識についてであります。今後の方向性として中学校を対象として、まずは休日の部活動から段階的に地域移行することを基本として、令和5年度から令和7年度までの3年間において地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すという認識は教育現場においても共有されているものと考えております。

壮瞥町におきましても、昨年11月に壮瞥町部活動地域移行関係者会議を開催し、今後の方向性を確認し、次年度は検討協議会を立ち上げ、部活動の地域移行を推進してまいり所存でありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） 通告していました質問事項について答弁をいただきましたので、それぞれの内容について議会と認識のため、以下質問を続けたいと思います。

答弁の中で、行政事務に携わるごく一部の方のみしか承知されていない、まして町民の皆さんが初耳でないかとも思われる国が策定した認知症施策推進総合戦略、これは何か新オレンジプランという括弧書きでついておりますけれども、難聴は認知症の危険因子の一つであるということは分かりましたが、この新オレンジプランはどのような目的で策定されたのか、承知している範囲で説明いただいて、町民の皆さんと一緒に理解をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

平成27年に発表された認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランについてですが、背景としまして国内の認知症高齢者数が2012年、平成24年なのですが、で462万人と推計され、2025年、令和7年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれましたことから、厚生労働省では団塊の世代が75歳以上になる2025年、令和7年を見据え、認知症の人の意志が尊重され、できる限

り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、厚生労働省が平成 27 年に策定したオレンジプランの改訂版として新たに認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～ということで新オレンジプランを関係する 11 省庁の協働により策定されたものであります。この新オレンジプランの具体的な施策の一つであります認知症の容体に応じた適時適切な医療、介護の提供という中の発症予防の推進という項目の中で認知症の危険因子として加齢、遺伝性のもの、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷、そして難聴等が挙げられているところであります。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） ただいまの説明で新オレンジプランの策定、目的だとか背景については触りといいますか、の部分は理解しました。

つい先日、3 月 4 日だったと思いますけれども、町主催の令和 5 年度健康づくり講演会、認知症、フレイル、ロコモを防ぐ健康づくりという講演の中でも難聴は認知性の危険因子の一つであると話されていました。このことを忘れることなく、私は今後難聴対策を考えていくことが必要でないかということを考えております。

加齢性難聴者の現状把握については、先ほどの答弁で要介護認定申請に基づいて実施される認定調査の中で把握しております。そして、その中で 97 名中 44 名が聴力の機能が低下しているということで、その町内の実態については分かりました。

そこで、この認定調査というのはもうたくさんの項目があって、13 番目に聴力についてという項目があって、それを基にして今の数字が出てきたと思うのですが、その調査の項目 1、普通、2、普通の声がやっと聞き取れる、3、かなり大きな声なら何とか聞こえる、4、ほとんど聞こえない、5、聞こえているのか判断不能という 5 つの項目を聞いて、それぞれ丸をつけて、それを集計したのが先ほどの数字だと思います。97 名中 44 名の聴力機能低下はどのような分布かということです。1 から 5 までどのような人数だったかということをお聞きしたいし、この認定調査は毎年行われているのです。それで、3 年度、4 年度、これはどのような結果だったのか、これももしも承知していれば伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

5 年度に実施しました要介護認定調査、これ令和 6 年、今年の 1 月 31 日現在ですけれども、の聴力結果なのですけれども、97 名ということで、その内訳になります。まず、普通という方が 53 人、あと普通の声がやっと聞き取れるという方が 31 人、かなり大きな声なら何とか聞こえるという方が 13 人となっております、全体で 97 人。それで、普通の声がやっと聞き取れると、あとかなり大きな声なら何とか聞こえるという方を合わせますと 44 名というふうになります。

同じように、令和４年度なのですけれども、令和４年度につきましては普通が52人、普通の声がやっと聞き取れるが8人、あとかなり大きな声なら何とか聞こえるが29人となっておりまして、全体で89人となっております。それで、同じように普通の声がやっと聞き取れると、かなり大きな声なら何とか聞き取れるという方を合わせると37人となります。

同じように、令和３年度につきましては普通が59人、普通の声がやっと聞き取れる方が49人、あとかなり大きな声なら何とか聞こえるという方が7人となっておりまして、全体で115人となっております。同じように、普通の声がやっと聞き取れると、かなり大きな声なら聞き取れるという方を合わせると56人ということになります。

なお、3か年ともほとんど聞こえないという方ですとか、聞こえているか判断不能という方はおりませんでした。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 令和３年から５年度までのその認定介護調査に基づく数字分かりました。まだ、今聞いてそのパーセントを出せと言っても無理ですけれども、私の計算というか、今頭で描いているのは３年度で約四十七、八%ですか。それから、４年度でも40%前後、５年度では45%前後の方が聞こえないというか、聴力が劣っているということが分かりました。

そこで、補聴器の使用によってこの認知症予防ができるのであれば、やはり私は取り組むことが必要でないかな、そして難聴によってコミュニケーションの不足、その対策として答弁の中に団体等が取り組んでいるいろいろな事業に参加を促して認知症予防だとか、健康寿命の延伸、最終的には医療費の軽減といいますか、抑制につながることを目指していますよという答弁でしたけれども、そしていろんな事業として4つ挙げておりました。あつぷるひろば、スポーツサロン、健康麻雀サロン、転ばん塾の4つの事業を挙げておりましたけれども、難聴者も含めて全ての高齢者を対象として実施しているとのことでしたけれども、それぞれの取組内容と参加者どの程度あるのかな、これを承知していれば伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、あつぷるひろばなのですけれども、あつぷるひろばにつきましては気軽に集まっておしゃべりですとか、ゲームなど、好きなことをしながらみんなで楽しい時間を過ごすということで閉じ籠もりを予防するというものでありまして、令和４年度につきましては年間14回開催しまして、延べ95人が参加をしております。令和５年度につきましては、3月1日時点なのですけれども、12回開催しておりまして、延べ72人が参加しております。

次のスポーツサロンにつきましては、現在はトレーニングサロンという名称になったのですけれども、こちらはプロのスポーツ講師、インストラクターが脳トレーニングですとか、筋力トレーニング、あと柔軟運動など効果的な運動を指導しているというものであります。こちら令和4年度につきましては全部で19回開催しております、延べ225人が参加をしております。また、令和5年度につきましては、3月5日時点なののですけれども、23回開催しております、延べで502人が参加をしております。

あと、また健康麻雀サロン、こちらは平均で大体16名から20人程度が参加しております、令和5年度、こちら3月5日現在なののですけれども、21回開催しております、延べで398人が参加しております。令和4年度につきましては、実施はしていないということでもあります。

あと、転ばん塾につきましては介護予防を目的としまして、講話と運動を行うというもので、令和5年度につきましては合計で6回開催予定で、23人が参加をしております。令和4年度につきましては集まっての開催ということではなくて、YouTubeの配信ということで実施をしております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） そういういろんな事業に私の予想外の人数が参加していると、これは分かりました。

そこで、最初の答弁と今も同じなののですけれども、この4つの事業の取組についてお話がありましたけれども、平成30年からふまねっと事業を私はやっているのではないかなと思うのですけれども、後で確認しておいていただきたいと思います。

そこで、補聴器購入に対する公的補助制度の創設が私は必要でないかという立場で今質問を続けているのですけれども、先ほどの基本的な調査した人数がありましたよね。その中で現在この障害者総合支援法に基づく身体障害者手帳の補装具費の支給制度があるのですけれども、これを活用している方はどの程度あるのかな、その壮瞥町の現状について伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

身体障害者手帳をお持ちの方で補装具費支給制度による補聴器活用の現状なのですけれども、聴力障害で身体障害者手帳をお持ちの方は13名いらっしゃいまして、そのうち補聴器費用の支給を受けている方は13名のうち7名というふうになっております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 13人の方が聴力の衰えによって身体障害者手帳を受けている

ということは分かりました。そこで、13名のうち7名がそういう補聴器をつけているのですけれども、残りの6人の方はどのような対応がされているのか、これについて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今手帳を持っている方が13名で、補聴器の支給を受けている方が7名ということをお願いしました。残り6名の方につきましても聴力障害ある方たちなのですが、その方たちは特に補聴器を支給申請とかいうことではなくて、何も申請をされていないという状況であります。ただ、聴力障害だったりとか、あとは難聴というのでしょうか、そういう症状はあるということでもあります。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 今までのいろんな数字を聞いて、壮瞥町の聴力が劣っている方の状況を把握することができました。

そこで、私は先ほどの答弁、最初の答弁、それを聞いていると、この補聴器などの公的な援助は高齢者全体に関わる大きな課題と認識していると。そして、そのために国において一律的に制度設計すべきでというような言葉で答弁がありました。何か私がそれを聞くと、町はさじを投げたような冷たい答弁だなということを感じたのです。それで、先ほどの聴力弱者の現状を考えたとき、このような考えでいいのか、町独自の取組があっても私はいいのではないかと考えるのですけれども、再度このことについて伺いたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

一律に制度設計すべきだと申し上げましたのは、全国では補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を提出する自治体もありまして、今後国の動きを注意深く見守る必要があると考えたためであります。また、町独自の取組につきましては、他の自治体の取組なんかも参考にしながら、慎重に調査研究に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 最初の答弁から少し期待の持てる考えが示されたと思います。他の町独自の取組、これがやはり私は地方自治の姿でないかなと思うのです。そこで、この補聴器の公的購入制度を創設して取り組んでいる自治体は現在どの程度あるのか、これをもしも承知していれば伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

令和5年5月25日現在においてなのですけれども、補聴器の公的購入補助制度を実施している自治体は、調べましたところ北海道内で19団体ございました。対象年齢別に見ますと、65歳以上としている自治体が12団体、70歳以上としているところが3団体、18歳以上としているところが1団体、あと特に年齢制限を設けていないというところが3団体となっております。

内容としましては、購入額の半額等の公費負担ですとか、あと上限額を設けているなど様々な手法により実施されているということでもあります。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） 道内の状況は分かりました。

以下、ちょっと私もこの一般質問に先立ちいろいろ調べてみました。相当時間をかけて調べたことを知っていただきたいなということで、ちょっと少々長くなりますけれども、持ち時間の範囲内で終わりますので、これをもってこの1点目の補聴器のことは終わりにしたいと思いますので、お許しいただいて以下述べたいと思います。

私もこの一般質問を取り上げるために相当時間を割いて公的購入制度について考え、また取り組んでいる全国の自治体の取組についてインターネットを酷使して調べてみました。今5月25日現在での道内の取組は19自治体とありましたけれども、最新の昨年の12月1日現在では、北海道では22市町村、全国で237市町村が取り組んでいるという報告を見つけることができました。全国の市区町村数は1,741あるそうです。その中の13.5%で取り組んでいる。数的には低調かもしれませんが、補聴器の公費負担事業に取り組んでいることの実情を知ることができたのです。

特に新潟県内の市町村数は全てで30あるそうですけれども、この新潟県は30市町村が全て取り組んでいる。そして、一番遅かったのが新潟市ということが書かれておりました。そして、この新潟県の中には全国で人口の少ないほうから数えて4番目、329人の粟島村という村があるのです。私も興味があったものですから、いろいろとこのホームページを開いてみたら本当に積極的な取組をしている、そういうことが知ることができました。

それで、再質問の内容で道内で特徴的に取り組んでいる市町村、道内22あるのですけれども、そこに相手の都合も考えず電話で尋ねました。最初、後志管内、赤井川村です。ここは人口が壮瞥の、1,000人台ですけれども、そこでも取り組んでいるのです。それで、ここの担当者に電話を差し上げて聞きました。その中で、おたくの村はいつこの制度に取り組んだのですかと言うと、びっくりするような答えが返ってきたのです。それは昭和59年、実に40年前から取り組んでいますよと。それで、私は後でここの村の例規集を開いてみました。そうすると、老人補聴器購入費補助要綱というのを昭和59年に制定して、平成31年に赤井川村高齢者補聴器購入助成金交付要綱として全部改定して取り組んでいますよと。それで、出た、女性の方でしたけれど

も、取組の動機は何ですかということを尋ねたのですけれども、昔々から取り組んでいるので、その動機は承知しておりません。しかし、４年度で７名、５年度で２名の方に利用していただいて、大変喜ばれていますよとのことでした。補聴器は利用する方の症状に合わせたものでなければならぬので、やはりそれに合ったものをつくるということで取り組んでいるようです。

そこで、つい先日も新聞のチラシに入りました。補聴器、その価格を見てびっくりしたのです。充電式の補聴器で、片耳価格で１６万円、両耳で２８万８,０００円からということでした。最高価格は片耳で２６万５,０００円から両耳で４７万７,０００円、それにプラス充電器が４万４,０００円というチラシが入ってきたのです。

安い補聴器もありますけれども、電話で話した、補助額の限度額２分の１で５万円というまちの担当者とお話ししたのですけれども、限度額は高く感じるかもしれないが、利用する方の体の一部としての活用で生かされれば高いとは思いません。高いというか、低いくらいだという言葉を使っておりました。

壮瞥町の現状を見ると、やはり少子高齢化が年々高まる現状から、取組が必要でないかな、そういうことを考えておりますし、特徴的な取組としては、よく行政はこういうものを対象者に与えるときに交付条件をつけておりますけれども、調べた中では税金の滞納がない、所得だとか住民税の非課税なんて言葉を使わないものがどんどん増えているということです。そのようなやはり特徴的なものも見つけることができたのですけれども、今までの町の答弁から少々期待のできる答弁もいただきましたけれども、私は町独自の取組を期待したいのです。

最後に、高齢者福祉の充実のためにこの補聴器補助制度の創設について町長の前向きな答弁を私は期待して、１点目の質問を終わりたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 綿密な調査に基づく一般質問を受け止めさせていただいたところであります。

補聴器の購入助成につきましては、先ほども私どもの調べで担当課長のほうから実施している自治体数ですとか、内容について若干のご説明をさせていただいたところであります。

議員ご発言のとおり、加齢性難聴者の社会参加の継続や認知症予防に効果が期待されるという見解もある一方で、その認知症予防対策については先ほども申し上げましたとおり、町で実施している様々な事業に参加をしていただくことも重要と考えているところであります。

町としましては、今日の質疑を交わした内容も踏まえて今後国への要望や他の自治体の動向、昨日、おとといの新聞によりますと旭川市においても同じような考え方で、５０名のモニタリング、補助制度を導入する前段階の調査を行うことにしており、５０名の方を対象に導入前と導入後、どのように変化があったかとモニタリングをして今後

の施策を立案する、そういう取組を来年度から始めるという新聞記事もあったところであり、そうした自治体の動向を調査しながら、健康で安全で安心して日々を送っていただけるように、まず諸計画での位置づけも含めて慎重に検討させていただいていく考えでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げて、ご答弁とさせていただきます。

○議長（森 太郎君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後１時といたします。

休憩 午後 〇時〇５分

再開 午後 １時〇〇分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

５番、佐藤恣君。

○５番（佐藤 恣君） 教育委員会は、学校における働き方改革壮瞥町アクション・プランというのを策定している、これは先ほどありましたけれども、その中の大きな目標として教職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を一月４５時間以内、１年間で３６０時間以内とするという大きな目標を掲げております。そして、この取組状況の実績は皆さんも見ていると思いますけれども、教育委員会のホームページで壮瞥町立教職員の時間外在校時間という調査をして公表しております。この目標に向かってもう数年間取り組んでいるのですけれども、実施しての評価、どのように教育委員会は評価しているか最初に伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

北海道教育委員会では、学校における働き方改革北海道アクション・プラン（第２期）を令和３年３月に策定され、その目標には教職員の時間外在校時間の縮減であり、さらに重点項目の１番目には在校時間の客観的な計測、記録と公表に取り組むと掲げられています。

これを受けまして、壮瞥町においても令和４年度から壮瞥町立学校職員の時間外在校時間を調査し、その結果を公表しております。先ほどもご答弁申し上げましたが、働き方改革の取組の成果として学校閉庁日の設定、定時退勤日の設定、学校行事の精選や部活動の休養日の設定などを実施した結果として、これは先ほど議員おっしゃられました公表しているデータになりますが、職員の平均時間で令和４年度の上期と令和５年度の上期を比較しますと、時間外在校時間が確実に減少していることが確認され、そのようなことで教育委員会としては評価しています。

○議長（森 太郎君） ５番、佐藤恣君。

○５番（佐藤 恣君） 今評価のことお話しされましたけれども、私ちょっと気になることあるのです。それは、高等学校の１２名の職員の皆さんが、例えば令和５年９

月のこの調査表によると、5名の方が45時間以内に収まっているのですが、7名の方が、7名の方、すなわち58.3%に当たる方が46時間から79時間というようにオーバーといたしますか、ほかの学校と比べてみても高等学校は際立って勤務時間が長くなっているのです。そういう在校時間です。何とかこれは早く解決してあげなければ、目標達成にはちょっと難しいのではないかという気しますので、これは教育委員会と学校で十分話し合われて、ぜひ一日も早く実現するように取り組んでいただきたいという要望を申し上げておきたいと思います。

そこで、アクション1とここには、委員会が策定した学校アクションプランがあるのですが、アクションプラン1で取り上げている業務に専念できる環境づくり、これを一生懸命やっております。これまでの実績と令和6年度、職員の皆さんが業務に専念できる環境の整備、これをどのように考えて、今まで取り組んできたこと、そしてそれをさらに6年度はこのようなことで学校と協力しながら実現しますよというような、もしもプランがあればお聞きしたいなと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

先ほどの高校の時間外在校時間少し超過しているという部分につきましては、高校は確かにいろんな行事がありまして、なかなか、その行事の対応に当たり教職員の皆さんも時間外といたしますか、そういうのが生じていると思っております。それにつきましては、教育委員会といたしましても今後いろいろと指導していきながら取り組んでいければなというふうに考えております。

2点目のご質問でございますが、教職員が職務に専念できる環境の整備についてでございますが、教育委員会では道費補助を受けて実施しています地域学校協働活動事業で地域学校協働活動コーディネーターを置き、学校行事ですとか、外部講師の調整など、地域とのパイプ役として活動することで教職員の業務負担を軽減しております。

また、先ほどご答弁申し上げましたが、令和5年度に校務支援システムを導入したことにより、教職員の業務改善が図られると考えております。

教育委員会といたしましては、今後も教職員が働きやすい職場環境の整備に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） 5年度のこと今お話あったのですが、6年度もこれを引き継いでやるということで私は理解したいのですが、それでよろしいでしょうか。

そこで、次に町のそのアクションプランの2に部活動の適正な実施ということを取り上げて、そして令和5年度の教育行政執行方針の中の地域とともにある学校づくりの中で国が方向性を明示している学校の働き方改革と持続可能な部活動の実現につ

いて取り組みますと。スポーツ文化や経済活動の振興など、地域の活性化を目指し、関係団体と連携して部活動の地域移行について引き続き検討を進めてまいりますとありました。また、6年度の執行方針の中にも書かれておりましたけれども、そしてこの実現によって地域の活性化を目指すとありましたけれども、私がスポーツや文化という言葉、地域に移行しての効果というのは分かるのですけれども、部活動を地域に移行したときの経済活動の振興という言葉使っているのですけれども、これはどのようなことを目指しているのかちょっと私には理解できなかったものですから、この点について伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

部活動の地域移行による経済活動の振興についてということでございますが、令和6年度に部活動地域移行検討協議会を立ち上げ、今後について協議を進めていきますが、地域の実情に応じて休日の部活動を段階的に地域移行を検討していくということになります。部活動の指導を教職員から地域の指導者、あるいはスポーツ団体、文化団体と連携をして取組を進める必要があります。将来的には、現在の部活動にとらわれることなく、子供たちが様々なスポーツ、文化活動から選択できるような取組を目指し、地域で子供たちを支えていくことで地域活性化につなげていきたい、そのような考えでありますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） お話聞いているとほのかなという気はするけれども、大変難しいです。地域の実情というものの、壮瞥町の現状というものを考えたときには大変難しい問題だと思いますけれども、これは全国的な傾向として取り組むものですから、やはり私は地域に合った部活動の移行、これをぜひ関係団体等と協力しながら実現していただきたい。それが目標にありました勤務時間外の削減につながっていくと思いますので、ぜひ努力していただきたい。

そこで、私は現在中学校でどのような部活動をしているか承知していないものですから、現在中学校で取り組まれている部活動がこういう部活動があって、その部活動に何人くらい参加している。あと、指導者です。指導者数だとか、そして活動していく上での課題がもしもあればお聞かせ願いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

現在壮瞥中学校の部活動といたしましては卓球部と吹奏楽部で、部員は卓球部 12名、吹奏楽部 9名で、顧問ですけれども、卓球部が3名、吹奏楽が3名です。活動上の課題につきましては、これ全国的な問題ではございますが、子供が少ないという影響がありまして、部員数の確保というのが課題となっております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 卓球部と吹奏楽部ですね。私は卓球部の活動状況は承知しておりますけれども、この吹奏楽部、少ない人数で一生懸命やっているなと思うのです。私は、昨年学校祭に参加しました。本当に子供が吹奏楽を通して伸び伸びとやっている姿見て感動しました。そういう面で、やはり私はこれは地域に移さなくても学校で長くやってほしいなという希望、願望はあるのですけれども、このような時代でするので、致し方ないのかなと思っております。やはり今後出生数の減少、私は今年度、5 年度何名の子供が生まれたかは承知しておりますけれども、どんどん、どんどん子供の数が減っていったって学校自身でもしもクラブ活動をやったとしても大変でないか、そして少ない人数でいろいろな、卓球であれば個人的な面もありますけれども、吹奏楽となるとある程度の人数がなければできない。そういう大きな課題があるのでないかなと思いますので、今後の在り方について、やはり十分に検討していくことが私は必要でないかな、そんなことが気になってこの質疑の題として取り上げさせていただきました。

そこで、道教委も、インターネットを開いておりますと、学校における働き方改革北海道アクション・プラン、今度は第3期になるそうですけれども、概要案が示されていました。そして、具体的なアクションの取組内容について子供から大人までを対象にして、5 年 12 月 5 日から 6 年 1 月 4 日までの間、横文字で言うとパブリックコメントというのですか。道民の皆さんから、この案についてどう思いますかという意見を求めている、もう既に 1 月 4 日で締め切っておりますので、道民の皆さんの意見を参考にし、またアクションプランが第3期として出てくるとは思いますけれども、そういうのを十分内容を検討されて取り組んでいただきたいなという気がしてなりません。

そこで、ちょっと私が気になったことが 1 つあったので、それだけ申し上げて質問を終わりたいと思うのですけれども、広報の 5 年 4 月号、この 4 月号に町行政執行方針と町教育行政執行方針が要約されて掲載されておりました。そして、教育行政執行方針で新たに取組まれる部活動の地域移行についての記載は一切なかったのです。そして、先ほどの答弁にありましたけれども、昨年 11 月に壮瞥町部活動地域移行関係者会議を開催して今後の方向性を確認したということはありませんけれども、この会議の構成、どのような方々がこれに参加して今後の方向性を確認したのか。構成メンバーといいますか、職名でよろしいです。誰々さんという個人名は聞かなくてもいいのですけれども、そしてその中で確認したのは多分 6 年度以降の進め方だと思いますけれども、どのようなことが確認されたかを聞いて質問を終わりたいと思うのですけれども、やはりこの地域移行というのは大きな町であれば受皿があるけれども、小さな町、そして児童生徒、生徒がどんどん、どんどん少なくなっていく中では地域移

行というのは大変難しい課題でないかな、そんな気がしてなりません。

この提案に先立って、道内でも管内では登別市が何か先行して検討するというような試験的なことにたしか3年度取り組んでいたと思いますし、当別町だとか、紋別市でしたか、そういうところでも取り組んでおります。私もそれはずっと読ませていただきましたけれども、今後いろんなところでそういう研究事例が出てくると思いますので、そういうものも参酌しながら壮瞥町に合った地域移行をぜひ実現していただきたい。

課題は多いと思いますけれども、実現していただきたいなという要望を添えて質問を終わりたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

壮瞥町部活動地域移行関係者会議の構成ですけれども、まずスポーツ推進委員会の委員長、それから地域スポーツ団体の代表者、学校関係者として小学校長と中学校長、事務局として生涯学習課の職員が入って会議を開催しております。

今後の方向性ということでございますが、令和6年度には、先ほどもお話ししました壮瞥町部活動地域移行検討協議会を組織して部活動地域移行に係る教職員ですとか、保護者、地域への説明会の実施、保護者や教職員へのアンケート調査の実施などをして、それから地域移行の実施方法など具体的なことについて検討を進めていく予定です。それにはいろんな事例を参考にしていながらというふうに考えておりますが、ちょうど隣の伊達市も実施をしているところでございますので、それらを参考にしながら今後検討を進め、地域の部活動移行が円滑に行われるよう実施していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 最後と言ったのですけれども、申し訳ありません。

今の説明でその会議の、昨年11月に開いた会議、今いろいろ代表者だとかと言われたのですけれども、構成メンバーの総人数、これを聞いて終わります。よろしくお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） 全体の人数でございますが、スポーツ推進員、それから地域スポーツ団体の代表者、学校関係者2名、4名と事務局で構成、人数的にはそのような人数になっております。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） それでは、壮瞥町における災害対策の現状とその見直しについてお尋ねいたします。

今年1月1日16時10分、石川県能登半島で発生したマグニチュード7.6、最大震度7の地震が起きました。200名以上の方が亡くなられ、多くの方々が被災され、今

も1万4,000名が避難所で過ごされております。亡くなられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。この地震で150キロメートルに及ぶ断層が破壊され、半島は一瞬で最大4メートル隆起しました。

小笠原諸島の硫黄島沖で昨年10月、海底火山が噴火して新島が誕生し、10年間で最大10メートルという異常な隆起が見られました。

また、昨年の11月にはパプアニューギニアのウラウン火山が噴火し、12月2日にフィリピンミンダナオ島の付近でマグニチュード7.7の大地震が起き、翌日にはインドネシアのマラピ火山が噴火し、232名が犠牲になりました。

18日には中国内陸の甘粛省でも地震が発生し、150名以上が亡くなったと報じられました。世界で最も多くの死者を生んだ地震の上位10件のうち4件が中国内陸で起きており、今主流のプレート理論では説明できないことも起きています。

北海道でも2018年の胆振東部地震が起き、北海道中が停電するというブラックアウトが起きました。いつ起きるか分からない災害に備える準備をしなければなりません。そこで、町民の生命、安全を守るため、本町における災害対策の現状とその見直しについて伺います。

1、能登半島地震を受けて、本町として生かすべき教訓をどう考えるか。

2、地域防災計画の見直しを検討しているか。また、見直す場合どのような視点が大切か。

3、昨今インフラの維持管理や災害対応時自治体の人材不足が指摘されているが、本町ではどうか。また、今後10年間にどうしてお伺いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 6番、湯浅議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1点目の能登半島地震の教訓についてですが、このたびの地震災害の特徴は、想定を超える規模の地盤変動等により多くの人的被害、建物被害があったほか、土砂崩れや道路の寸断、海岸の隆起などにより被害の全体像の把握に時間を要したことに加え、物資の供給不足、断水、電気、通信回線の寸断などにより孤立集落が長期化したことなどと考えております。特に北国で1月という厳冬期に発生したことから、被災者が安心して避難生活を送るための環境づくりも含め、多くの教訓があったものと認識しております。これらの教訓を生かし、災害に強い道路網やインフラづくりとともに、安全で安心な避難所環境の整備など、今後の防災まちづくりに生かしていく考えであります。

2点目の地域防災計画の見直しの検討等についてですが、本町の計画は昨年3月、関係法令や北海道地域防災計画に基づく改定を行い、現在も同計画等に基づき見直しを進めております。こうした中で能登半島地震が発生したところですが、今後国や北海道において防災計画等の見直しが行われるものと認識しており、その動向を踏まえ、様々な視点で見直しを行った中で対応していく考えであります。

3点目のインフラの維持管理と災害時の対応などについてですが、本町の主要なインフラとしては、町道は115路線、延長約180キロメートル、水道の管路は約120キロメートル、下水道の管路は約25キロメートルあり、加えて水道の供給施設と下水の処理施設等があります。これらの社会インフラにつきましては、計画的な修繕や更新等、適切な維持管理に努めているところであり、今後も必要な人員を計画的に採用するとともに、人材育成に努めていく考えであります。

次に、災害に強い組織体制と人材育成についてですが、町ではこれまで平成17年から北海道大学の名誉教授を防災学識顧問として委嘱し、職員を対象とした研修の開催や、昨年度から職員の防災士資格取得を奨励するとともに、退職自衛官を地域防災マネージャーとして採用するなど、組織体制の強化と人材の育成に取り組んでいるところです。

加えて、住民の皆様への情報提供と避難誘導、避難所の開設、運営等、これらの緊急業務を適時適切に実施するため、有珠山の火山活動を想定し、役場機能の移転や火山防災訓練等を実施しております。これらの訓練の検証や、このたびの能登半島地震を教訓に、今後これまでの取組とともに自助、共助の観点から住民の皆様の日頃の備えに関する啓発や行政機関、各種団体、企業等との連携が重要と考えております。

町としましては現在までの取組を継続するとともに、今後啓発活動の充実や、国、北海道及び周辺自治体との連携の強化に加え、民間事業者の皆様との具体的な協定の締結など、災害に強い町、人づくりを推進する考えでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁いたします。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。1点目の教訓についてでございますが、具体的にはどのような形で今年度以降の予算に反映させていくのでしょうか。

継続したまちづくりのためには、継続して予算措置ができるように財政措置の見直しをかけていく必要があります。少子高齢化の進展で当町の財政事情も決して十分とは言えません。どのようにして継続した防災予算を捻出していくのでしょうか。単なる掛け声で終わらせないために、どのような対策を考えていらっしゃるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

ただいまの議員様の質問に関しましては、本年度、来週の予算特別委員会のほうでも予算計上させていただくと思うのですが、現在防災備蓄、食料等を今防災備蓄計画に基づいて用意しているところでございます。本年度につきましても、我々の町に関しましては火山等を持っておりますので、防災のゴーグル等関係するものを今回の能登半島地震の関係を見ながら、我々に合った財政をとという形で考えていきたいと思

っていますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。

今回の能登半島地震で輪島市では時期的に帰省してきた方、観光客がたくさんいまして、避難所の予定収容人数より避難者数が想定を上回って、非常食の備蓄が初日でなくなったという報道もございました。本町では、避難所想定人数が増えた場合の対策として飲料水、非常食の備蓄状況、今備蓄の話も出ましたけれども、それはいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

ただいま本町におきましても、先ほど申し上げましたとおり防災備蓄計画に基づき壮瞥町の避難所に置く備蓄食料、関係のものも想定しているのですが、想定を超えた場合にはほかの、今回の能登半島、前の有珠のときもそうだったのですが、関係各所に要請をするプラス想定を超える人数の方々が避難所に入られた場合には町外避難ということも、広域的な避難も考えていきたいなと思っております。現在具体的な協議はまだしてはいないのですが、近隣の伊達、室蘭、そちらの関係のまちにも要請をしながら、そちら超えた人数に関しましては避難させていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ありがとうございます。

確かに西胆振で、広域で今防災も考えているというお話もございまして、有珠山の噴火であればちょうど洞爺湖町はこちらの壮瞥とか豊浦町のほうに何か避難するとか、伊達市に避難するとか、そういう話も確かに伺っております。ただ、やはり壮瞥温泉というか、洞爺湖温泉結構観光客も、今年の1月1日で、本当お正月でたくさん観光客も来ていると。そういう中でいかに避難させるか、これは本当に重要な課題ではないかなと私は思っております。その辺よろしくお願いいたしますと思います。

それと、避難所が予想外にひどく倒壊した場合、こういう場合はどのような、避難所避難できないという想定がちょっと考えられるのですけれども、その辺はどのように避難訓練というか、避難をさせていくのかという、その辺について伺います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

ただいまのご質問ですが、避難所が倒壊したという場合にはどうするかという話なのですが、やはりこちらにつきましても今回使える避難所は使えるという形で、そちらのほうに避難していただいて、残り入れない部分に関しては先ほども申し上げたよ

うな広域的な部分でご支援、ご要請を北海道等を通して、あと関係機関にお願いしながら各近隣のまち、近隣のまちが無理だったら別なまちという形で避難するような形で考えていければなと思っております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 答弁ありがとうございます。

また近隣の市町村とか、そういうところにも避難誘導すると、それも確かにぜひやっていただきたいなと思っておりますけれども、避難所に避難した場合に今の備蓄の給水、水、非常食、これとか、冬場ですと暖房器具、停電であればもう普通のポータブルストーブしか使えないのかなと思うのですけれども、あと灯油、それらについては、もし道路が寸断された場合にはどうしても、そういう場合は避難所にそういう設備が整っているのかどうか、もし何かあったときに何もなかったらもう大変なことになるので、その辺についてちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

ただいまの道路が寸断された場合ということで、基本壮瞥町におきましては久保内にあります防災備蓄倉庫センターのほうに物資のほうを保管しておりますが、ほかに緊急に備えて分散備蓄ということで久保内小学校なり、ほかの各町内の1か所、2か所ぐらいに分けて備蓄品、例えば毛布にしても、備蓄の資材にしても分散させているというのは今やっていることでございます。

あと、灯油等につきましては、現在壮瞥町と町内の2か所の給油所に災害時における石油類燃料の供給等に関する協定というものを結んでおりまして、そちらに灯油なり、ガソリンなりを供給いただくというのと、あと寸断した場合にはどういう形で持ってこられるか分からないのですが、北海道石油業協同組合連合会というところと北海道が協定を結んでおりまして、そちらから給油をしていただくと、そういう形ができればなと思っています。ただ、寸断された場合には、先ほどお話しいたしましたように、町内の2つの事業所さんと協定を結んでございますので、そちらから供給していただくと。もしそこで無理であれば、そちらのほうから車なり、足なりを使って運んで歩くという形になっていくのかなと思っております。

先ほどの水、ほかにつきましても、先ほど申し上げましたとおり分散備蓄させておりますので、そちらのほうで対応したいなと思っています。

暖房につきましても、現在壮瞥町におきましてもポータブルのストーブが28個、小さい、本当に電気を使わないで済む灯油のストーブも保存しております。あと、灯油につきましても、なるべく消防法に反しないように灯油のほうは灯油用意するようにしておりまして、そちらを使って暖房、あと本当に体育館用の大型の暖房機、そういうものを用意しているということでございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。

水とか、そういう備蓄品についても保管がされている、久保内ですか、に保管されているという話もありましたけれども、自分は仲洞爺でございます、仲洞爺の公民館確かに避難所になっているのですけれども、そこには水も何もないので、非常食も毛布もありませんので、もし寸断された場合、それらを持ってくるといったって誰が持ってくるのかなというのもあるので、ある程度避難所にはやはり置かないといけないのではないかなと。誰が開設すると、町の職員が来られない場合があると思うのです。そういう想定も必要ではないのかなというふうに思ったのです。ぜひその辺をお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

ただいま湯浅議員がおっしゃりました仲洞爺公民館におきましては、現在置いておりませんが、ただ保管の問題、こういうものも、問題もないように水、毛布とか、関係のものにつきましては置ける範囲で、あと保管場所の問題というものもちょっとございますので、そちらを関係の皆さんと協議しながら、おっしゃったようにもし道路が寸断した際に備えて、できる限り保管なりという形で進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ありがとうございます。ぜひ話を進めていただければと思っております。

そのほかに問題になるのはトイレかなと思うのです。トイレも、やはり要介護者とか高齢者、普通に使うトイレというよりも、そういう配慮も必要なかなとも思いますし、その辺のトイレの状況についてはいかがでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

トイレにつきましては、一般の方々用につきましては町で電気式のラップポンというトイレを4台ほど持っておりまして、そのほかに携帯用、簡単なトイレ、そちらを昨年も購入しております。ただ、今議員がおっしゃっていた介護者、要介護、そういう方の配慮につきましては、実際なかなか今現在難しい状況と思っているのですが、そちらに对应されるような形でなるべく、例えば緊急時には関係のところにそういうものをリースするなりとか、そういう形も検討しながら高齢者なりに、そういう要介護者の皆さんに配慮したトイレのほうをご用意できればなというふうに、本当にこれ検討という形なのですが、いければなと思っております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） やはり水、食料、トイレ、それはもう絶対必需品だと思うので、その辺の備蓄というか、避難所に設置するなり、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それと、3点目のインフラの維持管理について、またちょっと再質問させていただきます。それぞれのインフラの老朽化率は、どのようになっているのかなということです。今回の能登半島地震で断水が起きたという原因の一つに設備の老朽化、水道管です。それが老朽化していて、その耐震率が低かったという話が出ておりました。それに伴って、全国平均と比べて壮瞥町はどうでしょうか。

これらの老朽化したインフラを補修するには、総額でどの程度のコストが見込まれるか、またコストの見通しが立っていないようなら、今後の財政事情にも関わってきますので、至急コストを算出し、適切な修繕計画を立てる必要があるのではないのでしょうか。

また、必要な人材の規模とはどの程度のものを町として考えているのでしょうか。

加えて、現状ではそれらの人員の充足率は幾らでしょうか。

全国的にインフラ補修の人材が不足する中、他の市町村の競争に勝ち抜いてどのようにして人材の採用、育成を実現されるのでしょうか。

よろしくお願ひします。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

インフラの老朽化という問題ですけれども、そちらにつきましては上下水道につきましてもいろいろばらつきもございますけれども、基本的には水道管については60年、物によっては70年という耐用年数がございまして、今のところ管路の更新計画というものは特に定めておりませんけれども、何かしら道路整備ですとかに関わって支障となるものについては新たに整備していけるという状況で、老朽化率というところについては、すみません、今のところ把握はし切れていないのが現状でございます。

水道施設、下水道施設についても今現在、まずは各水道であれば上水施設であったりとか、排水施設であったり、そういうところの中の機器整備、電気関係の盤関係ですとか、計装関係、そのものの更新事業というのをまず進めているところでございまして、その辺がある程度、一定程度改修できた段階で管路関係については更新計画等々を検討していきたいというふうに考えておりますというところで、コストにつきましては、管路の計画については今のところまだ見直していないというところでございますので、コストについてはまだ見込みも分かってはおりませんけれども、今後管路の更新計画を策定する段階ではその辺を精査していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） 先ほどの人材についてご答弁申し上げます。

人材につきましては、技術部門を含めて現在職員が今、令和5年で保育所や高校を抜いて63名という状況でございます。そういう状況の中で人材の育成、技術屋さんも今後入っていただきながら、ただ技術屋さんもこういう小さい町でございますので、なかなか難しいところはあるんですが、人材が不足する分に関しましては実際そういう災害が緊急、あった場合にはほかの、今回も能登半島地震のときも各県、各ところから要請をして技術屋さんなり、技術の専門家なりに入っていていただいていると思うのですが、本町につきましても現状につきましてもそういう状況で、今回、今年度も1人、2人という形で採用できたとしても、今後そうした部分に関しましてはそういう関係の、町から緊急時にはお願いをしながら対応していければなと思っております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） インフラの老朽化率という、先ほどの答弁の中でたしか水道は120キロぐらいとありましたから、そのうちのどれだけの管が耐震率になっているのか、耐震というか、なっている管なのかということで率を出すみたいなのですけれども、早急にその辺を出していただいて、幾らぐらい、やっぱり一遍にできるというようなわけにはいかないと思うので、その辺も年度更新なりしていかなければならないでしょうから、その辺の計画もぜひお願いしたいと思います。

あと、人材育成については、やはり少ない人数で大変かと思えます、本当に。けれども、やはりいざというときに人がいないと補修、何もできない、はっきり言ったら避難所にも行けないと。そして、要介護者とか、そういう方々が入ったときに人がたくさんいないとできないとか、いろいろな問題も出ておりますので、その辺も含めてぜひ対応のほうお願いしたいと思っております。

私のほうでも3点目の組織体制と人材育成と今出ているのですけれども、人材育成についてですが、有珠山の火山活動を想定されているということでございましたが、能登半島地震では津波からの避難の際、建物の倒壊によって想定していた避難経路で避難できなかったことが報じられています。噴火の場合、地震が噴火を誘発する可能性もあります。複合的に災害が重なる可能性もあります。そのように複合して災害が起こるケースは想定されているのでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

ただいまのご質問につきましては、経路が複合的な火山なり、地震なり、いろんな部分がそろって災害が起きた場合に通れなくなった場合ということでよろしいかな

と思うのですが、そちらに関しましてはただいま有珠山、土砂災に関しましては通れない道を、実際にはそういう現状になった場合に備えて、例えば有珠の場合ですと避難道路、ただいま北海道さんのほうで造っていただいている、先ほども行政執行方針で話もさせていただいた避難道路、あとそちらを幾つかの通路、例えば先ほどもお話に出ていた仲洞爺に関しまして、途中東湖畔のトンネルももう数年前、平成 31 年に出来上がっていますので、そういう幾つかの経路をなるべく造っていきながら、またいでいければなというふうに考えてございます。そういう形で北海道とか国のほうに道路を新しくしていただくなり、道路を改良していただくなりという形を取りながら、地震、または有珠山だけではないということで、通るような道をお願い、要請できればなと思っています。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6 番、湯浅祥治君。

○6 番（湯浅祥治君） ありがとうございます。

本当に複合的に災害が起きる可能性は結構あるかと思います。火山噴火だけではなくて、地震によってやはり火山も噴火するとか、結構そういうこともあちこち、近隣でも起きているところがございますので、その辺も想定して一応計画を立てていただきたいと、そう思っております。

あと、自然災害とは違うのですが、Jアラートについてちょっとお伺いしたいなと思っています。最近ずっとここ近年は、北朝鮮の弾道ミサイルが頻繁に打たれている。Jアラートが北海道にも、北海道を通り越して着弾したとか、そういうケースもございます。核弾頭がついていた場合は、もし落ちた場合すごく大変なことになると思うのです。Jアラートそのものが鳴るのですけれども、その想定避難訓練というのは考えていらっしゃるのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

ただいま議員からご質問ありますJアラートにつきましては、これ訓練自体は実際に情報伝達訓練という形で年に数回、うちのほうの防災行政無線のほうから発報されるという、放送が流れるという訓練は年に数回国のほうの主導でやってございます。それを基に今後、やはり一番は災害の避難訓練のほうが実際大きい部分ありますので、そのJアラートの関係、弾道ミサイルに関しては今後検討していきながら、少しずつ考えていかなければならないのかなという、どういう形で避難訓練をすればいいのか、実際にやっている町の、実際それができるかどうか、今すぐできるかと言われるとちょっと正直、今すぐ、今年やる、来年やるということ、確信申し上げることはできないのですが、それも今後我々担当者の中で頭の中に入れて考えていければなと思っています。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 答弁ありがとうございます。

本当に確かに弾道ミサイル、Jアラートは鳴るのですけれども、私もJアラートが鳴ったのはいいけれども、どこに隠れるのだみたいな、どこに避難すればいいのかなと、自宅しかないので、うちにいるしかないかもしれませんけれども、あるところでは、ほかの地域ではシェルターが結構整備されつつあるという話。日本はシェルターが整備されていないのですけれども、あるまちではシェルターを整備するような話をしているところもあると聞いております。ぜひ、弾道ミサイルについても、今極超音速ミサイルとかいうのがありまして、そのミサイルについては迎撃ができないと、今の日本の防衛ミサイルではできないという話を聞いております。そうなったときには、もう大変なことになるかもしれませんけれども、やはりそれなりに避難訓練ではないけれども、避難はどういうふうにするのかというのをある程度考えておいていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後になりますけれども、政治をつかさどる者の一番大切な仕事は国民の生命と安全、財産を守ることです。ですから、健全財政に目配せしつつも、必要な防災対策をしっかりと講じていくべきであると考えます。コンクリートから人へと言って対策を怠った結果、多くの尊い命が失われるような事態となれば、私たち議員も含めた政治の責任は極めて重大です。

また、地震において自衛隊の災害派遣は本当に頼りになりますが、こうした意味でも防災と国防とは大きく連動しており、備えあれば憂いなしという面において非常によく似た観点があります。近年は周辺諸国の脅威が増大しており、国防費の増額が喫緊の課題となっておりますが、自治体としても災害対策を通じて今危機対策能力、危機管理能力のチェックをされていると思って、ぜひ今後これ以上の危機が来たときにどうすべきかということを考える材料にしていきたいといったことが非常に重要ではないでしょうか。

こうした自然災害というものは、既に起きたことについてはあまり自分を責め過ぎてもいけませんし、他の者を責め過ぎてもいけません。やはりそこから最良のものを引き出し、教訓は何であるかを学ぶことが大事であると思います。いろいろな悲劇、災害、不幸等は起きますが、最後は受け入れなければならない運命もあるかもしれません。しかし、大事なことはそこから何かを学び取るか、何を未来への指針とするかということではないでしょうか。

かつて、下村湖人という小説家がいまして。彼は「青年の思索のために」という書籍の中に悲運に処する道として次のようなエピソードを紹介しています。東北地方のリンゴ園経営者の話です。リンゴ園が台風に襲われ、たわわに実った収穫前のリンゴがぼたぼたと落ちてしまって収穫できないということが起きました。大部分の人は、そのような目に遭うと気落ちするものです。大自然の力には勝てないのかと思い、が

っくりきて悩むでしょう。しかし、その中にあって、いや、リンゴが吹き落とされる天意にかなっていないからだ。台風が来ても天意にかなったリンゴなら必ずこずえに残る。現にそんなにひどい台風に吹き落とされないリンゴは必ず幾つかあるではないかというように考え方を変えた人の話です。心を打たれたことが私もあります。

自然の災害そのものは、どうすることもできないかもしれません。しかし、人知、人力によってできること、自分の力でなし得ることはやはり努力してやっていくことが大事ではないでしょうか。例えば落ちにくいリンゴも作ろうと思えば作ることができます。頑張って品種改良し、作り方を工夫すればよいのです。同じように、私たちもいろいろな苦難や困難に遭うことはあります。ただ、それが現実起きたことであつたとしても、それをどのように受け止め、どのように乗り越えていくかということは、やはり各人に任されていると思います。本町においても被災地への同悲同苦の思い、自分事のように悲しみ、苦しむ思いを大切にしながら、未来への堅固なまちづくりの構想を掲げて、災害に強いまちづくりを進めていただきたいと存じます。

これにて私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） このたびの能登半島地震の教訓とすることについての質疑を交わさせていただいたものと承知をしているところでありますが、自然現象は止めることができませんけれども、事前の備えで被害を減ずることができ、それが大事ではないかというご質問であつたと、このように認識をしているところであります。

激甚化、頻繁化する自然災害への対策を体系化し、社会基盤づくりと人づくり、短期的な視点と土地利用など長期的な視点に加え、公助と共助、自助がありますけれども、自助の観点も含めて住民の皆さんのできることは、それぞれ個人ができることについてはお願いをしながら、役割を確認しながら、それと我が町だけで完結しないような災害が起きたときのために関係機関ですとか、近隣自治体、そして民間企業の皆様のお力も借りながら、ふだんからの連携協定などを結ぶなどして備えていくことが大事であり、このようなことを総合的、計画的に推進していくことが重要だと、このように思っているところであります。

複合的な災害、これは湯浅議員がお住まいの仲洞爺地区、道路が寸断されたときに物資を運ぶについては湖を使う方法もありますけれども、栈橋がないですとか、やはりそういうときに噴火が起こったらどうだろうかと。私も今回の地震で考えさせられることは多々あったということでありまして、そうした視点を基に望ましい社会基盤整備がどういうふうにあるのかということもやっぱり考えていきたいと、このように思っております。

それと、トイレについてもありましたけれども、簡易トイレ以外に今までの中で改善センターという施設の、いろんな交付金等を活用して水洗化を行っていった望ましい環境づくりをここ近年行っていたりですとか、計画性を持った取組をしているとこ

ろであるということもご理解をいただければと、このように思っております。

これからも災害対策基本法の基本理念や法令や国、北海道の計画、そして第5次のまちづくり総合計画と壮瞥町の地域防災計画などに基づきまして、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進していく所存ですので、議員の皆さんにもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（森 太郎君） これより休憩といたします。再開は午後2時15分といたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 項目事項といたしまして、地球温暖化対策について質問したいというふうに思います。

質問要旨といたしまして、2020年10月に国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。そして、2021年の6月9日に地域脱炭素ロードマップが発表され、2030年までに少なくとも脱炭素先行地域100か所以上の創出に向けて2025年を集中期間として政策総動員すると発表しています。

北海道においても、2050年までのゼロカーボン北海道の実現に向けて関係者が目指す姿を共有し、連携、協働しながら脱炭素に向けた効果的な取組を進め、全道に拡大することを目的としてゼロカーボン北海道推進協議会が設置されました。

また、壮瞥町でも2019年11月に地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、昨年の2月27日には壮瞥町ゼロカーボンシティ宣言を表明し、脱炭素社会に向けた取組を進めていると思いますが、以下質問いたします。

1、2019年に壮瞥町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定していますが、具体的な進捗状況と、計画では2023年度が計画見直しの時期になっていますが、その内容について伺います。

2、新年度に計画を策定予定の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の大まかな内容と策定までのスケジュールについて伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 7番、菊地議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の壮瞥町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定についてですが、平成28年5月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス排出量削減に向けて取組を行っていく

ことが重要であると考え、令和元年、2019 年 11 月に壮瞥町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定したところです。その内容としては、公共施設の電気使用量の削減、燃料使用量の削減、公用車等車両の燃料使用量の削減等、温室効果ガスの削減に努め、温室効果ガスの排出量を基準年度の平成 25 年度、2013 年度に対し目標年度の令和 12 年度、2030 年度には 26%削減することを目標としているところです。

具体的な進捗状況ですが、令和 2 年度、2020 年度に温室効果ガス排出量調査を行ったところ、平成 25 年度、2013 年度に対し 5 %削減の結果となっており、引き続き当該計画に基づき温室効果ガス排出の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、計画見直しの時期につきましては、同計画の期間は令和 12 年度、2030 年度までの 12 年間としており、計画開始から 5 年後の令和 5 年度に見直しを行う計画としておりましたが、令和 6 年度、2024 年度の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に合わせて見直しを行っていきたいと考えております。

2 点目の壮瞥町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の大まかな内容と策定までのスケジュールについてですが、計画の内容としては町民、事業者、関係団体と連携し、町内全域での温室効果ガス排出量の現状、将来予測、削減目標の設定を行う予定としております。

また、策定までのスケジュールとしては、排出量の状況や推計等の基礎的な情報を 8 月中をめどに整理し、町民アンケート調査や事業者、関係団体ヒアリングを 9 月末を目標に実施したいと考えております。

その後 10 月から 11 月中旬までの期間で施策案を整理し、年内には計画の素案を取りまとめ、年度内での計画策定を行うことと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（森 太郎君） 7 番、菊地敏法君。

○7 番（菊地敏法君） それでは、再質問させていただきます。

今計画を立てている事務事業編についてちょっと確認と質問をさせていただきたいというふうに思いますけれども、まず最初に近年の平均気温の上昇、大雨の増加により農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で表れております。壮瞥町も例外ではなく、気候変動問題は大きな問題として取り組んでいかなければならないというふうに思います。

世界の動向といたしましては、2021 年に英国グラスゴーにおいて C O P 26 が開催され、決定文書では今世紀半ばまでの温室効果ガス実質排出ゼロ及びその通過点である 2030 年に向けて野心的な緩和策及びさらなる適応策を契約国に求める内容となっています。特にこの 10 年における行動を加速させる必要があると強調されています。日本では 2021 年 4 月に地球温暖化対策推進本部において 2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比で 46%削減することとして、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けるということで、かなり高い目標を掲げております。

そこで、今回事務事業編の見直し年度であったのだというふうに思いますけれども、今回の区域施策編、これと併せて今回事務事業編を見直すということでもありますけれども、国の2030年度比46%削減と50%高みを目指すということでもありますけれども、これに準じて改定、壮瞥町の削減目標も上げるというふうに考えてよろしいのかどうか、それをまず確認したいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

令和6年度に地球温暖化対策実行計画の事務事業編の見直しを行う上で、温室効果ガスの削減目標を国と同様に平成25年度比で46%削減、さらに50%の高みを目指すということに合わせたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 目標値を国と同じく上げるということでもありますけれども、令和2年度が削減が5%ということでもありますので、上げるということになれば本当に今以上の取組が必要だというふうに思います。

それで、その事務事業編の計画の最後のほうに計画の推進及び点検評価並びに公表ということでもありますけれども、これをしっかり行っていただきたいというふうに思うのです。計画の点検と評価、これをしっかり行っていただいて、一つ一つの取組をどこができていないのか、どこができているのか、そういうことを検証しながら、集中的にできる分野の分を強化していただいて取組を進めていただきたいというふうに思います。

それと、この計画にもありましたように、進捗状況とか点検評価が分かった時点で町広報紙とかホームページで公表するということにしていっていただきたいというふうに思いますけれども、そのところどうでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり令和2年度の調査で5%削減という結果でしたので、これまで以上の取組が重要であるというふうに考えております。削減に向けては業務や住民サービスの低下を招くことのないように調査、分析等を行っていきたいと考えております。これからの取組につきましては、公共施設の電気使用量の削減、あと燃料使用量の削減、公用車等の削減はもちろんでありますけれども、電気製品を省エネタイプですとか、公用車の入替え時には小型車、またはハイブリッドカーなどの低燃費車の導入、あとごみの減量及びリサイクルの推進についても強化し、削減目標となる取組を実施してまいりたいと考えております。

進捗状況や点検評価の結果につきましては、計画でも示されておりますので、調査、分析を行いまして、町広報紙ですとか、ホームページに進捗状況を掲載していきたい

と考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 次に、新たに策定する実行計画（区域施策編）について質問したいというふうに思います。

答弁では、大まかな中身として温室効果ガス排出の現状と将来予測、削減目標の設定を行うということで答弁がありましたけれども、環境省の支援サイトで概要が載っていました。その中で載っていたのが施策に関する事項として再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等について定めるということで載っていました。

また、市町村で脱炭素を促進する事業、促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めることということで載ってございましたけれども、今回壮瞥町の策定する区域施策編の実行計画にはどこまで盛り込んでの計画になるのか、そこを教えていただきたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今回策定を予定している地球温暖化対策実行計画の区域施策編なのですが、基礎情報の整理としまして自然的とか経済的、社会的条件を把握するための基礎資料の収集、整理、あと再生可能エネルギーの導入の状況や可能性について整理して、また温室効果ガス排出量の現状について把握しまして、経年劣化の増減要因等についての分析、あと温室効果ガス排出量の将来推計など将来ビジョン、脱炭素シナリオの作成なんかを盛り込んだ計画を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） それでは、策定のプロセス、進め方についてお聞きしたいというふうに思いますけれども、環境省の出している策定マニュアル、その中には初めて策定する市町村においては簡素な計画を策定してもよいというふうなことが言われております。それとともに、温室効果ガスの排出量の推計等については国が提供するデータを最大限に活用して具体的な対策、施策の検討、実行及び進捗管理に、そっちのほうに力を注いだ計画づくりをしたほうがいいのではないかというふうなことで書かれておりました。実際にその支援サイトを見ますと、結構事細かに数値が書かれております。いろいろと進めていくと、壮瞥町のカルテというものが出てくるのです。その中には本当に折れ線グラフとか、棒グラフとか、いろんな部分で分かりやすく書いてあって、CO₂の傾向とか、あとは現状把握の数値とかです。それとか再生可能エネルギーの現状把握のデータとか、ポテンシャルのデータとか、もう事細かにデータとして載っています。ですので、このデータを活用して数値に時間をかけ、費

用をかけるのではなくて、その地域に有利に、利益のある、そういう対策、施策に力を注いでいったらいいのではないかなというふうに思いますけれども、今回の計画のプロセス、進め方ということはどう進めていこうとしているのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

地球温暖化対策実行計画の区域施策編を策定するに当たりまして、議員おっしゃるとおり、まずは簡素な内容で策定し、無理のない範囲で各種目標の見直し、段階的に拡充を図っていくというやり方もありますが、計画の見直し策定を行うとなった際に二重にコストがかかるということも想定されますことから、基礎情報の整理、あとは再エネルギーの導入の可能性、導入目標の作成などをしっかりと整理した計画を策定していきたいというふうに考えているところであります。環境省の支援サイトでは、温室効果ガス排出量の推計値について公表されておりまして、そのようなデータを活用しながら計画策定に向けて準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

地域の利益につながるような対策、施策の立案に注ぐ力を確保しつつ、計画策定に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 計画についての質問はこれで終わりたいと思いますけれども、あとは3つほど提案したいというふうな質問があります。再生可能エネルギーに対して2つ、温暖化対策に対して1つ提案をしたいというふうに思います。

まず最初に、小水力発電の壮瞥町の可能性についてお聞きしたいというふうに思いますけれども、まず壮瞥町のホームページを見ますと再生可能エネルギーのまちということで公表してありました。それで、最後のほうにその根拠というところだと思ふのですけれども、壮瞥町の再生可能エネルギーの受給率が389%で、全国で17位、北海道で3位という高い地位にあるというふうにありました。最近の情報も見ますと、やはり再生可能エネルギー受給率は、壮瞥町は若干下がったのですか。245.9%ということで3位になっています。その要因として、いろいろ地熱水のハウスとか、いろんな取組はしているというふうに思いますけれども、その一つの大きな要因として、壮瞥町にある水力発電3か所の影響が大きいのかなというふうに思います。

これも先ほど話した環境省の壮瞥町のカルテを見ますと、再生可能エネルギーのポテンシャル数値が出されているのです。それを見ますと、一番高いのが風力発電で、2番目が太陽光発電で、3番目に水力発電で、4番目に地熱発電というふうに数値になっていました。水力発電の部分は数値は低いのですけれども、壮瞥町の特徴的なところで近隣市町に比べると水力発電のポテンシャルは高いのです。壮瞥町のその水力

発電の区分としては、1万キロワット以下の町、小水力発電に該当するというふうになっていますけれども、今後導入の取組としては比較的安価な費用で導入できる1,000キロワット以下の小水力発電を検討の一つに入れてはどうかというふうに思います。

ちなみに、100キロワットから1,000キロワットまでをミニ水力発電、100キロワット以下をマイクロ水力発電というふうに区分されているようですが、今後壮瞥町の小水力発電導入の可能性についてどうお考え持っているかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

小水力発電導入の可能性ということなのですが、この小水力発電は一般河川ですとか農業用水、砂防ダム、上下水道などで利用される水のエネルギーを利用して、通常の水力のように河川の水をダムにためるということではなくて、そのまま利用して水車を回して発電するという方法であるようです。

ご質問の小水力発電についてでありますけれども、現在この小水力発電の市町はほとんどなくて、小水力発電の技術は今育ち始めているところというふうにも聞いておりますので、令和6年度に策定します地球温暖化対策の実行計画の区域施策編の中にこの小水力発電についても盛り込みまして、その導入の可能性というのでしょうか、について検討していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） では、もう一つの再生可能エネルギーの導入についての提案としてポテンシャルが高かった太陽光発電、その導入について質問したいというふうに思いますけれども、導入に当たっては壮瞥町の課題である噴火災害、または自然災害のときに使われる施設や避難所の強化も兼ねて太陽光発電の導入はしたらいいのではないかとこのように思います。

仙台市で行っている事例を紹介しますと、東日本大震災で電気、ガス、ガソリン等の供給が途絶し、避難所運営などの初期対応において様々な不都合が生じたということで、その教訓を生かして災害時における自立的な電源を確保するとともに、平常時の二酸化炭素排出の削減を図るため、市内の指定避難所等199か所に太陽光発電と蓄電池を組み合わせた防災対応型太陽光発電システムを導入しています。これは長期間の停電が発生しても、太陽光発電と蓄電池を組み合わせることによって天候に左右されず、昼夜を問わず防災無線やテレビなどの情報通信機器、照明、コンセント等を使用できると、こういう仙台の取組を行っております。

壮瞥町も噴火の際に役場機能を情報館iに移転することになっていますので、避難所のほかに情報館iの施設にもこの太陽光発電システム、仙台のようなものを導入す

るということを提案したいというふうに思いますけれども、お考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

噴火災害、または自然災害の際の施設避難所に太陽光パネルの導入をということについてですけれども、自立的な電源を長時間確保する上で強化という視点からも重要な取組であると考えているところであります。計画策定の中で再生可能エネルギー一般導入に向けた計画を策定する予定にしておりますので、それを踏まえながら情報館 i にというご提案もいただきましたので、庁内においても各担当課とも協議を行いまして、また環境省ですが、北海道の補助事業等を活用しながら導入について調査研究を行っていききたい、開始したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（森 太郎君） 7 番、菊地敏法君。

○7 番（菊地敏法君） 次の 1 つの提案を最後に私の質問を終わりたいというふうに思いますけれども、温暖化対策で山梨県の取組を紹介したいというふうに思うのですが、4 パーミル・イニシアチブという取組があるのです。聞き慣れない言葉だというふうに思いますけれども、どういう取組かといいますと、理念的には世界の土壌、土の表層の炭素量を年間 4 パーミル、0.4% 増加させることができれば、人間の経済活動などによって増加する大気中の二酸化炭素を実質ゼロにすることができるという考え方で、農業分野から脱炭素社会の実現を目指す、こういう取組なのです。この取組は 2015 年の C O P 21 においてフランス政府が主導で提唱し、2022 年 12 月時点で日本を含む 744 の国や国際機関などが参画している国際的な取組であります。

国内の地方自治体としては、山梨県が 2020 年の 4 月に初めて参画しています。各国いろいろ取り組み方が違うみたいなのですが、山梨県の取組としては桃やブドウなどの果樹園から出る剪定枝を焼却処分するだけだと全て二酸化炭素となって大気中に放出されてしまいますが、剪定枝を炭にすることで二酸化炭素の発生を減らすことができるとなっています。その炭を畑に埋めることで、半永久的に炭素を土壌中に閉じ込めるといえることができるということです。結果、大気中の二酸化炭素の増加が抑えることができるということなのです。それによって土壌の劣化予防、安定した食料供給、気候変動による災害への耐性向上もなるというふうな取組を山梨県で行っているということでもあります。

環境的には山梨県と同じような環境である壮瞥町でありますので、ぜひ 4 パーミル・イニシアチブの取組に参画することを提案して、私の一般質問を終わりにしたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今議員のほうから山梨県の取組状況についてご紹介をいただきました。果物の剪定枝の活用についてということでもありますけれども、令和6年度に策定いたします地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中に盛り込みまして、その中で有効に活用、実行できるという可能性はあると思いますので、調査、分析等を担当課のほうとも協議しながら進めまして、また本町は果樹が盛んでありますので、活用について調査研究をしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） これにて一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森 太郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月8日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 2時49分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和6年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和6年3月8日（金曜日） 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第6号ないし議案第22号について
（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（９名）

1 番	山 本	勲 君	2 番	加 藤	正 志 君
3 番	長 内	伸 一 君	4 番	毛 利	爾 君
5 番	佐 藤	忖 君	6 番	湯 浅	祥 治 君
7 番	菊 地	敏 法 君	8 番	真 鍋	盛 男 君
9 番	森	太 郎 君			

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	厂 原 收 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者兼	
	大 野 博 雄 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土 門 秀 樹 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
企画財政課参事	市 田 喜 芳 君
住民福祉課長	阿 部 正 一 君
産業振興課長	木 下 薫 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
建 設 課 長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長（兼）	土 門 秀 樹 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） これより本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
8 番 真鍋盛男君 1 番 山本 勲君
を指名いたします。

◎議案第 6 号ないし議案第 22 号について

○議長（森 太郎君） 日程第 2、議案第 6 号ないし第 22 号についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（厂原 収君） 令和 6 年第 1 回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第 6 号から議案第 22 号までの合計 17 件であります。

その内容についてご説明いたします。

1 ページになります。議案第 6 号 壮警町犯罪被害者等支援条例の制定について。
壮警町犯罪被害者等支援条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、平成 16 年に制定された犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等に押し寄せる経済的、精神的な不安等を少しでも解消するため、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、総合的に推進するとともに、犯罪被害者等に対する理解を深め、共に支え合い、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的に制定するものであります。

条例の概要ですが、この条例は第 1 条から第 14 条までの 14 条立てとなっております。

第 1 条では、条例の目的を定め、第 2 条では各用語の定義を定めております。

第 3 条では、犯罪被害者等基本法を踏まえ、犯罪被害者等の支援を推進するに当たっての基本的な考え方を定め、第 4 条では町の責務として犯罪被害者等支援に関する施策の策定及び実施等を定めております。

第5条では、町民の責務として犯罪被害者等支援の必要性の理解や2次被害を生じさせないよう配慮することなどを定め、第6条では事業者の責務として町及び関係機関への協力並びに犯罪被害者等が法的手続に適切に関与できるよう就労等への配慮に努めることを定めております。

第7条では、犯罪被害者等の相談、必要な情報提供、関係機関との調整等を定め、第8条では被害者等の遺族、受傷者の一時的な経済負担の軽減を図るため、遺族には30万円、受傷者には10万円の見舞金を支給することを定めております。

第9条では、町は平穏な日常生活を営めるよう支援を行うことを定め、第10条では心身に受けた影響から回復できるよう、適切な保健医療サービス等の必要な施策を講じるよう定めております。

第11条では、犯罪被害者等の安全を確保するため必要な措置について定め、第12条では居住の安定を図るため必要な施策について定めております。

第13条では、犯罪被害者等支援の重要性や必要性について、町民及び事業者の理解を深めるための啓発活動等を図ることについて定め、第14条では条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを規定しております。

附則では、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

続きまして、5ページになります。議案第7号 久保内診療所設置及び管理に関する条例の制定について。

久保内診療所設置及び管理に関する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、壮瞥温泉病院が伊達市へ移転することに伴い、町内の地域医療を確保するため久保内地域に診療所を設置し、外来診療と訪問診療等によって町民の健康保持に必要な医療の確保を図るため制定するものであります。

条例の概要であります。この条例は第1条から第19条までの19条立てとなっております。

第1条では、条例の制定目的を規定し、第2条では名称を久保内診療所とし、位置は壮瞥町字南久保内146番地12と規定しております。

第3条では、責務として模範的な診療の実施を規定し、第4条では診療科目を内科と規定しております。

第5条では、診療所の管理を指定管理者に行わせることができることや、公募によらず適当と認める団体を指名して指定に係る手続等を進めることができることを規定しております。

第6条では、指定管理者が行う業務について規定し、第7条では指定管理者の管理の期間を5年間とすることを規定しております。

第8条では、指定管理者に対し業務等に関し報告を求めるとともに、実地調査や必要な指示をすることができることを規定しております。

第9条では、指定管理者が町長の指示に従わないときなどの指定の取消し等につい

て規定し、第 10 条では療養に要する費用の額の算定方法を規定しております。

第 11 条では、各種診断書や証明書等を交付する場合の手数料の額を規定し、第 12 条では療養に要する費用及び手数料の徴収の方法について規定しております。

第 13 条では、療養に要する費用及び手数料の納付に係る減額、または免除について規定し、第 14 条では診療日を水曜日とし、診療時間は午前 9 時から正午までとするとともに休診日について規定しております。

第 15 条では、利用者が条例等に違反したときや、天災地変のときの利用の制限について規定し、第 16 条では指定管理者の損害賠償義務について規定しております。

第 17 条では、秘密保持の義務として個人情報適切に保護されるよう配慮することを規定し、第 18 条では指定管理者の指定が行われない等のときは町長が診療所の管理を行うことを規定しております。

第 19 条では、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを規定しております。

附則では、この条例は、公布の日から施行することとしております。

続いて、10 ページになります。議案第 8 号 壮警町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容ですが、第 2 条では法改正により法別表第 2 が削除されたことに伴い定義を追加しており、第 4 条第 1 項及び第 3 項では法別表第 2 の削除に伴う文言の整理を行っております。その他法改正に伴う条項ずれ等の整理を行っております。

附則では、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

続きまして、12 ページになります。議案第 9 号 壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和 6 年 1 月 26 日付で国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険税の賦課限度額が引き上げられたことに伴い、壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

条例の改正内容であります。第 2 条第 3 項で国保税のうち後期高齢者支援金等課

税額に係る賦課限度額を 22 万円から 24 万円に引き上げ、第 21 条の減額対象世帯のうち後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額も同様に 22 万円から 24 万円に引き上げるものであります。

また、第 21 条第 2 号では、保険税の 5 割軽減世帯の判定基準額の計算に用いる世帯員数に応じて加算される額を 29 万円から 29 万 5,000 円に、第 3 号では同じく 2 割軽減世帯の額を 53 万 5,000 円から 54 万 5,000 円にそれぞれ引き上げるものであります。

附則では、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとし、改正後の条例は令和 6 年度以後の年度分の保険税について適用することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

続きまして、14 ページになります。議案第 10 号 壮瞥町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和 6 年度から令和 8 年度までの壮瞥町介護保険の保険料率について定めるものになります。令和 6 年度から令和 8 年度の介護保険料につきましては、基準となる第 5 段階の月額介護保険料を前期と同額の 6,600 円、年額 7 万 9,200 円に据え置くとともに、国が示す所得金額に応じた介護保険料率の区分が 9 段階から 13 段階になったことに伴い、壮瞥町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

条例の改正内容ですが、第 6 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改めるものであります。

また、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の改正により、標準段階が 9 段階から 13 段階へ多段階化されたことに伴い、低所得者の標準乗率の引下げ、高所得者の標準乗率の引上げを行うものであります。その内容ですが、第 1 号から第 4 号までは介護保険料の引下げであり、第 1 号では「3 万 9,600 円」を「3 万 6,000 円」に、第 2 号では「5 万 9,400 円」を「5 万 4,200 円」に、第 3 号では「5 万 9,400 円」を「5 万 4,600 円」に、第 4 号では「6 万 5,700 円」を「6 万 4,900 円」に改めるものであります。第 5 号から第 8 号までは、現行と同額に据置きとなっております。第 9 号から第 13 号につきましては、多段階化されたところであり、第 9 号では 13 万 8,600 円、第 10 号では 15 万 400 円、第 11 号では 16 万 6,300 円、第 12 号では 18 万 2,100 円、第 13 号では 19 万円とするものであります。

また、第 9 号から第 12 号につきましては基準所得金額を設けており、合計所得金額を第 9 号では 320 万円以上 420 万円未満、第 10 号では 420 万円以上 520 万円未満、第 11 号では 520 万円以上 620 万円未満、第 12 号では 620 万円以上 720 万円未満としてそれぞれ規定したものであります。

16 ページの第 6 条第 3 項から第 5 項までにつきましては、「令和 3 年度から令和 5

年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改めるとともに、低所得者となる第1段階から第3段階の介護保険料率を軽減措置後の額に読み替えて適用するものとし、「2万3,700円」を「2万2,500円」に、「3万9,600円」を「3万8,400円」に、「5万5,400円」を「5万4,200円」にそれぞれ改めるものであります。

第8条第3項につきましては、賦課期日後において資格取得、喪失等があった場合の保険料を月割りにより賦課する取扱いになりますが、標準段階の9段階から13段階への多段階化に伴い、引用する条項の改正等を行うものであります。

附則では、この条例は、令和6年4月1日から施行することとし、改正後の条例は令和6年度分の保険料から適用することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

続きまして、17ページになります。議案第11号 壮瞥町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本件につきましては、国の省令である指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容ですが、第5条第2項では常勤の介護支援専門員1人当たりの担当できる利用者の数を35人から44人に改正するとともに、ICT機器を活用し、かつ事務職員を配置している場合は49人まで担当できるよう改正するものであります。

第6条第3項第2号では、指定居宅介護支援事業所の管理者は当該施設、または同一敷地内の他の施設に従事する主任介護支援専門員でなければならないとしていた規定から、同一敷地内の限定規定を削除するものであります。

第7条第2項では、居宅介護サービス計画、いわゆるケアプラン等を説明する対象者を利用者、またはその家族であることを明確にするため文言を追加するとともに、19ページになりますけれども、同条第3項では各指定居宅介護支援事業者が居宅介護サービス計画、ケアプランに位置づけている各種居宅介護サービス事業者の割合を利用者に説明し、理解を得ることについて義務規定から努力義務に変更するものであります。

第16条第2号の2では、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、緊急時を除き身体的拘束等を禁止し、同条第2号の3では身体的拘束等を行う場合には、その理由等の記録を義務づける規定を加え、同条第15号では少なくとも一月に1回利用者宅を訪問して行う面接について、一定の要件を満たした場合は少なくとも2か月に1回訪問して面接を行い、訪問しない月はテレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする規定に改正するものであります。

20ページの第25条第3項では、指定居宅介護支援事業所の運営規程の概要等の重要事項の掲示について、従来の書面による掲示や備付けに加え、ウェブサイトに掲載

することを規定したものであります。

その他、国の省令等の改正に伴い文言等の整理を行うものであります。

附則では、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

続きまして、21ページになります。議案第12号 令和5年度壮瞥町一般会計補正予算（第13号）について。

令和5年度壮瞥町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額 56 億 1,448 万 7,000 円に歳入歳出それぞれ 5,069 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56 億 6,518 万 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。31ページになります。総務費、総務管理費、財産管理費で 300 万円の追加となります。公共施設管理事業（指定管理者施設）の指定管理者施設運営管理維持支援金になりますが、ゆーあいの家等の施設の修繕費や施設修繕に伴う休業の影響を受けた指定管理者に対して、公共サービスの維持を目的とした経営支援を行うため追加するものであります。

企画費、企画費で 73 万 3,000 円の追加となります。行政情報システム運用管理事業になりますが、住民記録システム及び健康管理システムの改修費として、西いぶり広域連合負担金（電算）を増額するものであります。

また、財源になりますが、国庫支出金で住民記録システム及び健康管理システムの改修に対する国庫補助金 71 万 9,000 円を計上し、その他で企業版ふるさと納税による寄附金 630 万円を寄附法人の意向に沿い、定住促進・まちづくり推進事業に充当するため追加するものであります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で 56 万 7,000 円の追加となります。介護保険特別会計繰出金になりますが、介護保険特別会計の補正に伴い整理するものであります。

老人福祉費、老人福祉総務費で 388 万 8,000 円の追加となります。介護予防通所委託事業の介護予防通所事業委託料になりますが、今年度死亡や長期入院、施設入所などにより通所利用者が減少し、利用収入が減少していることから、委託料を増額するものであります。

児童福祉費、児童措置費で 185 万 5,000 円の追加となります。保育及び子育て環境整備事業になりますが、物価高騰の影響によりそうべつ子どもセンターの電気料金及

び給食材料費の不足が見込まれることから、光熱水費で 10 万円、賄い材料費で 76 万円を追加するものであります。

次に、広域入所児童が 1 人増加したため、管外入所負担金 73 万 5,000 円を追加するとともに、認可外保育施設等の入所児童が 2 人増加したため、子育てのための施設等利用給付負担金 26 万円を追加するものであります。

32 ページになりますけれども、衛生費、保健衛生費、環境衛生費で 70 万円の減額となります。火葬場及び墓地管理の火葬場除却工事になりますが、入札の執行残が生じたため、整理するものであります。

清掃費、じんかい処理費で 593 万 6,000 円の追加となります。じんかい処理管理の西いぶり広域連合負担金（廃棄物）になりますが、当町のごみ量が当初の見込みよりも増えたことや、中間処理施設における燃料費増加のため 416 万 1,000 円を追加するものであります。

次に、西いぶり広域連合負担金（新中間処理施設）になりますが、新中間処理施設の送電線増強工事費増額のため、177 万 5,000 円を追加するものであります。なお、財源の変更になりますが、新市町村振興宝くじ交付金収入が確定したことから、その他で 10 万 4,000 円を追加し、同額を一般財源から減額するものであります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で 695 万円の減額となります。堆肥センター運営事業のホイールローダ購入費になりますが、入札により生じた執行残 695 万円を整理するものであります。

次に、経営所得安定対策直接支払推進事業になりますが、会計年度任用職員の報酬が増額となったため 4 万 4,000 円を追加するとともに、通勤手当の実績により費用弁償 4 万 4,000 円を減額するものであります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で 3,564 万円の追加となります。道路橋梁維持経費になりますが、除排雪業務委託料で 3,440 万円、砂まき業務委託料で 124 万円をそれぞれ追加するものであります。本年 1 月末までの気象状況は、令和 4 年度と比較し、令和 5 年 12 月の降雪量は少なく、除雪車両の稼働時間も直近 3 か年平均より少ない状況でありましたが、1 月 8 日の記録的な大雪により、その除雪に要する稼働時間が増加し、次の降雪に備えた路肩や一時堆雪場所の排雪、押し込み作業にも多くの時間を要することとなりました。また、砂まき業務では昼夜の寒暖差が大きくなる日が多く、早朝の路面凍結が顕著となり稼働時間が増加したため、除排雪業務とともに既存の予算では不足が生じることから、今後の執行を見込み必要な経費を計上するものであります。

なお、今後の必要経費につきましては、非除雪路線の除排雪経費や、気象庁の長期予測での降雪量が平年並みであることから、直近 3 か年平均の各除雪車両稼働時間を参考に算出しております。

水道費、水道費で 452 万 7,000 円の減額となります。簡易水道事業特別会計繰出金

になりますが、簡易水道事業特別会計の補正に伴い整理するものであります。

下水道費、下水道費で7万5,000円の減額となります。集落排水事業特別会計繰出金になりますが、集落排水事業特別会計の補正に伴い整理するものであります。

浄化槽費で213万9,000円の減額となります。合併処理浄化槽整備事業になりますが、浄化槽設置申請が1件のみであったことから、合併処理浄化槽設置費補助金で180万9,000円、単独処理浄化槽撤去費補助金で33万円をそれぞれ減額するものであります。

33ページになりますけれども、消防費、消防費、消防費で527万8,000円の減額となります。消防負担金の西胆振行政事務組合消防負担金になりますが、実績額の確定等に伴い減額するものであります。

教育費、小学校費、学校管理費で3,174万3,000円の追加となります。小学校運営事業になりますが、消耗品費で374万3,000円の追加となります。令和6年度から使用する小学校教科書が新たに採択されたため、教職員の教科書及び指導書を購入するものであります。

次に、壮瞥小学校空調設備整備工事その2になりますが、近年の夏の猛暑から児童の健康と生命を守るための熱中症対策として、恒常的に使用する小学校の13室、普通教室6室、特別支援教室2室、図工室、理科室、図書室、職員室、校長室への空調設備の設置に必要な経費として2,800万円を計上するものであります。なお、本工事につきましては、令和5年度学校施設環境改善交付金事業の交付決定を受ける予定であることから、今回の補正予算に計上するものであります。

公債費、公債費、元金で40万円の減額となります。町債元金償還の公債費元金になりますが、実績により整理するものであります。

利子で160万円の減額となります。町債利子償還の公債費利子になりますが、実績により整理するものであります。

給与費、給与費、給与費で1,100万円の減額となります。給与費になりますが、実績を見込んで過不足を整理するものであります。その内訳になりますが、特別職給で150万円の減額、一般職給で350万円の減額、通勤手当で12万円の増額、管理職手当で32万円の減額、期末、勤勉手当で80万円の減額、職員共済組合納付金で260万円の減額、職員共済組合特別納付金で240万円の減額となります。

続いて、29ページの歳入になります。歳入では、国庫支出金、国庫補助金、総務費補助金で71万9,000円の追加となります。社会保障・税番号制度システム整備補助金になりますが、デジタル社会形成整備法による住民基本台帳法施行令の改正に伴い、住民記録システムの改修に対する国庫補助金69万4,000円を計上するものであります。

次に、マイナンバー情報連携体制整備事業補助金になりますが、予防接種記録に関する特定個人情報を正確に授受するための健康管理システムの改修に対する国庫補

助金 2 万 5,000 円を計上するものであります。

民生費補助金で 13 万 1,000 円の追加となります。子育てのための施設等利用給付交付金になりますが、認可外保育施設等の入所児童が増加したことにより国庫補助金を計上するものであります。

土木費補助金で 45 万 4,000 円の減額となります。循環型社会形成推進交付金で 34 万 4,000 円、単独処理浄化槽撤去費交付金で 11 万円をそれぞれ減額するもので、実績により整理するものであります。

教育費補助金で 942 万 6,000 円の追加となります。学校施設環境改善交付金になりますが、壮瞥小学校空調設備整備工事に係る交付金の内定を受けたことによる追加となります。

道支出金、道補助金、民生費補助金で 6 万 6,000 円の追加となります。子育てのための施設等利用給付交付金になりますが、認可外保育施設等の入所児童が増加したことにより道補助金を計上するものであります。

寄附金、寄附金、一般寄附金で 630 万円の追加となります。企業版ふるさと納税寄附金になりますが、3 法人からいただいた寄附金を計上するものであります。なお、寄附法人の意向により企画費の定住促進・まちづくり推進事業に活用することとして、当該事業に充当するものであります。

繰入金、基金繰入金、農林漁業振興基金繰入金で 695 万円の減額となります。堆肥センター運営事業のホイールローダ購入費の実績により整理するものであります。

財政調整基金繰入金で 2,375 万 1,000 円の追加となります。

諸収入、雑入、宝くじ交付金収入で 10 万 4,000 円の追加となります。新市町村振興宝くじ交付金収入になりますが、実績により整理するものであります。なお、当該収入につきましては、清掃費、じんかい処理費に充当するものであります。

町債、町債、衛生債で 70 万円の減額となります。火葬場除却事業になりますが、火葬場除却工事の実績により減額するものであります。

消防債で 20 万円の減額となります。西胆振地域消防指令センター整備事業になりますが、西胆振地域消防指令センター整備実施設計の実績により減額するものであります。

教育債で 1,850 万円の追加となります。壮瞥小学校空調設備整備事業になりますが、小学校運営事業の壮瞥小学校空調設備整備工事その 2 に充当するものであります。

なお、34 ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどご照覧ください。

また、22 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

24 ページになります。第 2 表、繰越明許費補正につきましては、追加で総務費、企画費、西いぶり広域連合負担金（電算）で 69 万 6,000 円、教育費、小学校費、壮瞥小学校空調設備整備事業で 500 万円、壮瞥小学校空調設備整備事業その 2 で 2,800 万円

の計上となります。

変更では、農林水産業費、農業費、堆肥センターホイールローダ購入事業で 1,850 万円を 1,155 万円、土木費、道路橋梁費、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業で 2,970 万円を 3,700 万 4,000 円とするものであります。

25 ページになります。第 3 表、債務負担行為補正につきましては、追加でいずれも令和 5 年度から令和 6 年度の期間においてじんかい回収委託料、限度額 1,785 万 7,000 円、資源ごみ回収委託料、限度額 2,514 万 7,000 円、町道関内蟠溪線地滑り観測委託料、限度額 189 万 5,000 円、スクールバス運転業務委託料、限度額 1,270 万円、地域交流センター清掃委託料、限度額 167 万 7,000 円の 5 件を計上するものであります。

26 ページになります。第 4 表、地方債補正につきましては、追加で壮瞥小学校空調設備整備事業で、限度額 1,850 万円になります。利率は 5 %以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるとしております。

変更では、火葬場除却事業で限度額 1,010 万円を 940 万円に、西胆振地域消防指令センター整備事業で限度額 100 万円を 80 万円にそれぞれ変更するものであります。

続きまして、37 ページになります。議案第 13 号 令和 5 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について。

令和 5 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 4 億 3,049 万円から歳入歳出それぞれ 5,800 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 7,249 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。41 ページになります。保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費で 5,000 万円の減額となります。一般被保険者療養給付費の療養給付費保険者負担分になりますが、実績を見込んでの整理となります。

高額療養費、一般被保険者高額療養費で 800 万円の減額となります。一般被保険者高額療養費の高額療養費保険者負担分になりますが、実績を見込んでの整理となります。

歳入では、道支出金、道補助金、保険給付費等交付金で 5,800 万円の減額となります。保険給付費等交付金（普通交付金）になりますが、実績を見込んでの整理となります。

なお、38 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

続いて、42 ページになります。議案第 14 号 令和 5 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について。

令和 5 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 4 億 2,423 万 8,000 円に歳入歳出それぞれ 678 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 3,102 万 2,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。

49 ページになります。総務費、総務管理費、一般管理費で 19 万 4,000 円の追加となります。一般管理費になりますが、介護報酬改定に伴うシステム改修事業負担分として西いぶり広域連合負担金（電算）を計上するものであります。

保険給付費、介護サービス等諸費、介護サービス等諸費で 1,647 万 1,000 円の追加となります。介護サービス等諸費になりますが、施設介護サービス利用者が当初見込みより増加しているため、今後見込まれる不足分を計上するものであります。

高額介護サービス等費、高額介護サービス費で 59 万 2,000 円の追加となります。高額介護サービス費になりますが、施設介護サービス利用者が当初見込みより増加しているため、今後見込まれる不足分を計上するものであります。

特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービス費で 170 万円の減額となります。特定入所者介護サービス費になりますが、低所得者の施設利用が当初見込みより少なく、執行残を見込んで整理するものであります。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で 527 万 3,000 円の減額となります。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費になりますが、壮瞥町地域包括支援センターの育児休暇中の職員に係る人件費を整理するものであります。その内訳になりますが、一般職給で 291 万 6,000 円、通勤手当で 2 万 4,000 円、時間外勤務手当で 14 万 6,000 円、期末勤勉手当で 73 万 9,000 円、寒冷地手当で 4 万 4,000 円、職員共済組合納付金で 85 万円、職員退職手当組合納付金で 55 万 4,000 円をそれぞれ減額するものであります。

介護予防・生活支援サービス事業費、介護予防・生活支援サービス事業費で 350 万円の減額となります。介護予防・生活支援サービス事業費の要支援者サービス利用負担金になりますが、要支援の認定者数が当初見込みより少なく、執行残を見込んで整理するものであります。

次に、47 ページの歳入になります。歳入では、国庫支出金、国庫負担金、介護給付

費負担金で 384 万 1,000 円の追加となります。施設介護サービス利用者が増加し、介護サービスに係る給付費が増加したため、計上するものであります。

国庫補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で 87 万 6,000 円の減額となります。要支援の認定者数が当初見込みより減少し、介護予防・生活支援サービス事業費が減少したため、減額するものであります。

地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）で 203 万 1,000 円の減額となります。育児休暇中の職員の人件費を整理したことにより、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費が減少したため、減額するものであります。

介護保険事業費補助金で 9 万 6,000 円の追加となります。介護報酬改定に伴うシステム改修事業に係る国庫補助金を計上するものであります。

支払基金交付金、支払基金交付金、介護給付費交付金で 414 万 8,000 円の追加となります。施設介護サービス利用者が増加し、介護サービスに係る給付費が増加したため、計上するものであります。

地域支援事業支援交付金で 94 万 5,000 円の減額となります。要支援の認定者数が当初見込みより減少し、介護予防・生活支援サービス事業費が減少したため、減額するものであります。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金で 192 万 1,000 円の追加となります。介護給付費に係る道負担金を計上するものであります。

道補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で 43 万 7,000 円の減額となります。介護予防・生活支援サービス事業費に係る道補助金を減額するものであります。

地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）で 101 万 5,000 円の減額となります。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費に係る道補助金を減額するものであります。

繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金で 192 万 1,000 円の追加となります。介護給付費に係る繰入金を計上するものであります。

地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）で 43 万 7,000 円の減額となります。介護予防・生活支援サービス事業費に係る繰入金を減額するものであります。

地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）で 101 万 5,000 円の減額となります。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費に係る繰入金を減額するものであります。

その他一般会計繰入金で 9 万 8,000 円の追加となります。事務費繰入金になりますが、介護報酬改定に伴うシステム改修に係る一般会計繰入金を計上するものであります。

基金繰入金、基金繰入金で 151 万 5,000 円の追加となります。保険給付費及び地域

支援事業に係る基金繰入金を計上するものであります。

なお、51 ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどご照覧ください。

また、43 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

続いて、53 ページになります。議案第 15 号 令和 5 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について。

令和 5 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 7,455 万 2,000 円から歳入歳出それぞれ 4,891 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2,563 万 3,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。59 ページになります。総務費、総務管理費、一般管理費で 91 万 4,000 円の減額となります。一般管理費の委託料になりますが、地方公営企業会計法適用化委託料で 31 万 5,000 円、固定資産台帳システム等保守管理委託料で 6 万 4,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

次に、負担金補助及び交付金になりますが、職員退職手当組合納付金で 53 万 5,000 円の減額となります。令和 5 年度における当町の一般職の普通負担金につきましては、納付を要しないこととされたことにより整理するものであります。

維持費で 97 万 6,000 円の減額となります。維持費の水道施設水質計器点検整備委託料で 9 万 9,000 円、水道施設除草作業委託料で 3 万 9,000 円、簡易水道水質検査委託料で 43 万 2,000 円、簡易水道検針委託料で 3 万 2,000 円、水道メーター器取替え工事で 37 万 4,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

施設費、施設費、建設改良費で 4,702 万 9,000 円の減額となります。建設改良費の電気機械計装設備更新実施設計委託料で 22 万円、国道 453 号支障物件移設工事で 1,944 万 1,000 円、道道滝之町伊達線支障物件移設工事で 1,669 万 8,000 円、仲洞爺地区水道施設整備工事で 693 万円、電気機械計装設備更新工事で 363 万円、機械器具費で 11 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

公債費、公債費、元金では、財源の変更で一般財源を 270 万 2,000 円減額し、同額をその他に追加するものであります。

利子では、財源の変更で一般財源を 187 万 8,000 円減額し、同額をその他に追加す

るものであります。

次に、58 ページの歳入になりますが、歳入では使用料及び手数料、使用料、使用料で 228 万円の追加となります。水道使用料現年分で 217 万 6,000 円、滞納分で 10 万 4,000 円をそれぞれ追加するもので、いずれも実績を見込み整理するものであります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 452 万 7,000 円を減額するもので、歳出補正に伴う整理になります。

諸収入、雑入、雑入で 2,557 万 2,000 円の減額となります。国道 453 号支障物件移設補償費で 1,901 万円、道道滝之町伊達線支障物件移設補償費で 658 万円、消費税還付金で 2 万 1,000 円をそれぞれ減額し、その他雑入で 3 万 9,000 円を追加するもので、いずれも実績により整理するものであります。

町債、町債、衛生債で 2,110 万円の減額となります。簡易水道施設整備事業になりますが、事業執行額の確定により整理するものであります。

なお、54 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

55 ページになります。第 2 表、地方債補正につきましては、変更で簡易水道施設整備事業、限度額 1 億 2,170 万円を 1 億 60 万円に変更するものであります。

○議長（森 太郎君） これより休憩いたします。再開は 11 時 10 分いたします。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（厂原 収君） それでは、引き続き説明いたします。

続きまして、60 ページになります。議案第 16 号 令和 5 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について。

令和 5 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 2 億 5,411 万円から歳入歳出それぞれ 3,658 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,753 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。66 ページになります。集落排水事業費、集落排水総務管理費、集落排水一般管理費で 90 万 8,000 円の減額となります。集落排水一般管理費の委託料になりますが、地方公営企業会計法適用化委託料で 15 万円、固定資産台帳システム等保守管理委託料で 4 万 3,000 円をそれぞれ減額するもので、

いずれも実績により整理するものであります。

次に、負担金補助及び交付金の職員退職手当組合納付金で 71 万 5,000 円の減額となります。令和 5 年度における当町の一般職の普通負担金につきましては、納付を要しないこととされたことにより整理するものであります。

集落排水施設管理費は財源の変更で、その他を 91 万 4,000 円減額し、同額を一般財源に追加するものであります。

集落排水施設費、集落排水整備費で 3,567 万 2,000 円の減額となります。集落排水整備費になりますが、仲洞爺地区農業集落排水施設設計数量算定委託料で 5 万 5,000 円、仲洞爺地区農業集落排水設備更新工事で 3,561 万 7,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

管理型浄化槽事業費、管理型浄化槽総務管理費、管理型浄化槽施設管理費は財源の変更で、一般財源を 24 万 5,000 円減額し、同額をその他に追加するものであります。

次に、65 ページの歳入になります。歳入では、使用料及び手数料、使用料、下水道使用料で 91 万 4,000 円の減額となります。下水道使用料現年分で 105 万 8,000 円の減額、滞納分で 14 万 4,000 円を追加するもので、いずれも実績を見込み整理するものであります。

浄化槽使用料で 24 万 5,000 円の追加となります。浄化槽使用料現年分で 23 万 6,000 円、滞納分で 9,000 円をそれぞれ追加するもので、いずれも実績を見込み整理するものであります。

国庫支出金、国庫補助金、国庫補助金で 1,783 万 6,000 円の減額となります。農業集落排水事業になりますが、当初要望額を下回ったため、減額するものであります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 7 万 5,000 円の減額となります。農業集落事業繰入金で 17 万円の追加、管理型浄化槽事業繰入金で 24 万 5,000 円を減額するもので、いずれも歳出補正に伴い整理するものであります。

町債、町債、集落排水債で 1,800 万円の減額となります。農業集落排水施設整備事業になりますが、事業執行額の確定により整理するものであります。

なお、61 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

62 ページになります。第 2 表、地方債補正につきましては、変更で農業集落排水施設整備事業、限度額 4,940 万円を 3,140 万円に変更するものであります。

続きまして、67 ページ以降の議案第 17 号から議案第 22 号までの 6 件につきましては、令和 6 年度壮瞥町各会計の予算であります。

各会計の予算内容の概要につきましては、令和 6 年度壮瞥町予算書等に基づきご説明いたします。

議案第 17 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計予算について。

こちらは、予算書の表紙をめくった青ページになります。

令和6年度の壮瞥町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億9,500万円と定める。前年度と比べて8.6%、4億4,200万円の増となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9億円と定める。

1枚おめくりをいただき、一般の1ページになります。第1表、歳入歳出予算の款項の区分により説明いたします。

初めに、歳入についてですが、款1の町税は4億4,376万4,000円で、前年度と比べて2,166万3,000円の増となります。この内訳になりますが、項1の町民税で1億1,585万1,000円、項2の固定資産税で2億2,743万5,000円、項3の軽自動車税で847万8,000円、項4の町たばこ税で2,200万円、項5の入湯税で7,000万円となります。

款2の地方譲与税は4,800万円で、前年度と比べて245万4,000円の増となります。この内訳になりますが、項1の地方揮発油譲与税で1,000万円、項2の自動車重量譲与税で3,000万円、項3の森林環境譲与税で800万円となります。

款3の利子割交付金は11万円で、前年度と比べて5万円の減となります。

款4の配当割交付金は70万円で、前年度と比べて10万円の増となります。

款5の株式等譲渡所得割交付金は70万円で、前年度と比べて10万円の減となります。

款6の法人事業税交付金は700万円で、前年度と比べて10万円の増となります。

款7の地方消費税交付金は8,170万円で、前年度と比べて470万円の増となります。

款8の環境性能割交付金は340万円で、前年度と比べて30万円の増となります。

款9の地方特例交付金は620万円で、前年度と比べて580万円の増となります。

款10の地方交付税は18億3,000万円で、前年度と比べて4,000万円の増となります。この内訳になりますが、普通交付税で16億3,000万円、特別交付税で2億円となります。

款11の交通安全対策特別交付金は、1,000円を計上しております。

款12の分担金及び負担金は117万9,000円で、前年度と比べて372万8,000円の減となります。

款13の使用料及び手数料は1億1,016万8,000円で、前年度と比べて288万6,000

円の減となります。この内訳になりますが、項１の使用料で 9,823 万 7,000 円、項２の手数料で 1,193 万 1,000 円となります。

款 14 の国庫支出金は 6 億 1,611 万 3,000 円で、前年度と比べて 2 億 2,444 万 6,000 円の増となります。この内訳になりますが、項１の国庫負担金で 5 億 486 万 2,000 円、項２の国庫補助金で 1 億 1,060 万 4,000 円、項３の委託金で 64 万 7,000 円となります。

款 15 の道支出金は 5 億 3,320 万 5,000 円で、前年度と比べて 2,118 万 8,000 円の増となります。この内訳になりますが、項１の道負担金で 7,856 万 2,000 円、項２の道補助金で 5,695 万 1,000 円、項３の委託金で 3 億 9,769 万 2,000 円となります。

款 16 の財産収入は 3,617 万 6,000 円で、前年度と比べて 118 万 2,000 円の増となります。この内訳になりますが、項１の財産運用収入で 2,159 万 1,000 円、項２の財産売却収入で 1,458 万 5,000 円となります。

款 17 の寄附金は 1 億 2,000 万 1,000 円で、前年度と同額を計上しております。

款 18 の繰入金金は 2 億 5,550 万 9,000 円で、前年度と比べて 2,887 万 8,000 円の増となります。

款 19 の繰越金は 1,500 万円で、前年度と同額を計上しております。

款 20 の諸収入は 6,407 万 4,000 円で、前年度と比べて 4,404 万 7,000 円の減となります。この内訳になりますが、項１の延滞金加算金及び過料で 15 万 1,000 円、項２の町預金利子で 1,000 円、項３の雑入で 6,079 万 7,000 円、項４の受託事業収入で 312 万 5,000 円となります。

款 21 の町債は 14 億 2,200 万円で、前年度と比べて 1 億 4,200 万円の増となります。

次に、歳出についてですが、款 1 の議会費は 4,360 万 3,000 円で、前年度と比べて 209 万 2,000 円の増となります。

款 2 の総務費は 4 億 7,407 万 4,000 円で、前年度と比べて 3,941 万 3,000 円の減となります。この内訳になりますが、項１の総務管理費で 1 億 3,465 万 4,000 円、項２の財政費で 2,741 万 1,000 円、項３の徴税費で 494 万 7,000 円、項４の戸籍住民基本台帳費で 597 万 1,000 円、項５の選挙費で 36 万 2,000 円、項６の監査委員費で 88 万円、項７の企画費で 2 億 9,920 万 2,000 円、項８の統計調査費で 64 万 7,000 円となります。

款 3 の民生費は 5 億 6,929 万 2,000 円で、前年度と比べて 1,368 万 9,000 円の増となります。この内訳になりますが、項１の社会福祉費で 1 億 9,181 万 1,000 円、項２の老人福祉費で 4,719 万 1,000 円、項３の心身障害者福祉費で 2 億 66 万 5,000 円、項４の児童福祉費で 1 億 2,957 万 7,000 円、項５の災害救助費で 4 万 8,000 円となります。

款 4 の衛生費は 8 億 5,058 万 7,000 円で、前年度と比べて 1 億 2,011 万 2,000 円の

減となります。この内訳になりますが、項 1 の保健衛生費で 5 億 663 万円、項 2 の清掃費で 3 億 4,395 万 7,000 円となります。

款 5 の農林水産業費は 1 億 5,185 万 2,000 円で、前年度と比べて 1,617 万円の減となります。この内訳になりますが、項 1 の農業費で 1 億 421 万 5,000 円、項 2 の林業費で 4,763 万 7,000 円となります。

款 6 の商工費は 1 億 1,924 万 6,000 円で、前年度と比べて 3,223 万 9,000 円の増となります。

款 7 の土木費は 5 億 767 万 9,000 円で、前年度と比べて 2,554 万 9,000 円の増となります。この内訳になりますが、項 1 の土木管理費で 236 万 1,000 円、項 2 の道路橋梁費で 2 億 5,886 万円、項 3 の河川費で 770 万 8,000 円、項 4 の水道費で 8,351 万 8,000 円、項 5 の下水道費で 1 億 989 万 2,000 円、項 6 の住宅費で 4,468 万 9,000 円、項 7 の都市計画費で 65 万 1,000 円となります。

款 8 の消防費は 1 億 8,741 万 9,000 円で、前年度と比べて 1,210 万 3,000 円の減となります。

款 9 の教育費は 15 億 9,462 万 7,000 円で、前年度と比べて 5 億 335 万 4,000 円の増となります。この内訳になりますが、項 1 の教育総務費で 4,384 万 6,000 円、項 2 の小学校費で 3,738 万 5,000 円、項 3 の中学校費で 14 億 168 万 7,000 円、項 4 の高等学校費で 3,844 万円、項 5 の社会教育費で 2,448 万 4,000 円、項 6 の国際交流費で 3,301 万 1,000 円、項 7 の保健体育費で 1,577 万 4,000 円となります。

款 10 の災害復旧費は 20 万 5,000 円で、前年度と同額を計上しております。

款 11 の公債費は 3 億 6,619 万 6,000 円で、前年度と比べて 233 万 5,000 円の減となります。

款 12 の諸支出金は 100 万 1,000 円で、前年度と比べて 2 万 4,000 円の減となります。

款 13 の給与費は 7 億 2,421 万 9,000 円で、前年度と比べて 5,523 万 4,000 円の増となります。

款 14 の予備費は 500 万円で、前年度と同額を計上しております。

次に、一般 14 ページ、第 2 表、債務負担行為につきましては、西胆振行政事務組合消防負担金（消防指令センター整備事業分）、期間、令和 6 年度から令和 7 年度、限度額 1 億 3,561 万 7,000 円、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業（利用事務系パソコン）、期間、令和 6 年度から令和 10 年度、限度額 281 万 1,000 円、北海道市町村備荒資金組合車両譲渡事業、期間、令和 6 年度から令和 10 年度、限度額 378 万 2,000 円を計上しております。

次、一般 15 ページ、第 3 表、地方債につきましては、コミュニティ FM 放送局事業、限度額 320 万円、街路灯運営事業、限度額 340 万円、ジオパーク推進事業、限度額 370 万円、地域公共交通対策事業、限度額 1,020 万円、地域情報通信局舎空調等更

新事業、限度額 1,000 万円、通学定期補助事業、限度額 470 万円、町営温泉施設等利用料負担事業、限度額 480 万円、子ども医療費助成事業、限度額 390 万円、路線バス無料化事業、限度額 130 万円、指定緊急避難場所整備事業、限度額 1,220 万円、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定事業、限度額 280 万円、じんかい収集車更新事業、限度額 1,700 万円、新中間処理施設建設事業、限度額 2 億 3,400 万円、りんごまつり事業、限度額 150 万円、道道滝之町伊達線支障物件移設事業、限度額 610 万円、住宅等リフォーム支援事業、限度額 260 万円、壮瞥町アニメ推し観光ブランド創出事業、限度額 190 万円、昭和新山国際雪合戦事業、限度額 600 万円、町道仲洞爺早月線道路整備事業、限度額 2,400 万円、橋梁長寿命化整備事業、限度額 950 万円、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業、限度額 2,760 万円、町道明治第 4 線道路整備事業、限度額 1,200 万円、（仮称）町道星野 4 号線道路整備事業、限度額 2,160 万円、大川緊急しゅんせつ推進事業、限度額 670 万円、西胆振地域消防指令センター整備事業、限度額 2,330 万円、災害対応型ドローン購入事業、限度額 30 万円、壮瞥中学校建設事業、限度額 9 億 5,630 万円、壮瞥高等学校空調設備整備事業、限度額 320 万円、壮瞥高等学校通学費助成事業、限度額 170 万円、生涯学習推進事業、限度額 250 万円、臨時財政対策債、限度額 400 万円の合計 31 件、14 億 2,200 万円を計上しております。いずれも利率は 5 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるとしてあります。

続きまして、議案第 18 号 令和 6 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について。

令和 6 年度の壮瞥町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 120 万円と定める。前年度と比べて 4.5%、1,880 万円の減となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000 万円と定める。

1 枚めくっていただいて、国保 1 ページ、第 1 表、歳入歳出予算のうち歳入では、款 1 の国民健康保険税で 6,176 万 5,000 円、款 2 の道支出金で 3 億 1,286 万 4,000 円、款 3 の繰入金で 2,656 万 1,000 円、款 4 の繰越金で 1,000 円、款 5 の諸収入で 9,000 円を計上しております。

歳出では、款 1 の総務費で 678 万 9,000 円、款 2 の保険給付費で 2 億 8,588 万 8,000 円、款 3 の国民健康保険事業費納付金で 1 億 59 万 2,000 円、款 4 の共同事業拠出金で 1,000 円、款 5 の財政安定化基金拠出金で 1,000 円、款 6 の保健事業費で 742 万円、

款 7 の基金積立金で 1,000 円、款 8 の諸支出金で 20 万 8,000 円、款 9 の予備費で 30 万円を計上しております。

続きまして、議案第 19 号になります。令和 6 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について。

令和 6 年度の壮瞥町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,160 万円と定める。前年度と比べて 10.2%、570 万円の増となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000 万円と定める。

1 枚おめくりいただき、後期高齢 1 ページ、第 1 表、歳入歳出予算のうち歳入では、款 1 の保険料で 3,983 万 7,000 円、款 2 の使用料及び手数料で 2,000 円、款 3 の繰入金で 1,991 万 8,000 円、款 4 の繰越金で 1,000 円、款 5 の諸収入で 184 万 2,000 円を計上しております。

歳出では、款 1 の総務費で 64 万 3,000 円、款 2 の納付金で 5,854 万 8,000 円、款 3 の保健事業費で 230 万 7,000 円、款 4 の諸支出金で 2,000 円、款 5 の予備費で 10 万円を計上しております。

続きまして、議案第 20 号 令和 6 年度壮瞥町介護保険特別会計予算について。

令和 6 年度の壮瞥町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 9,000 万円と定める。前年度と比べて 2.5%、990 万円の減となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000 万円と定める。

介護 1 ページ、第 1 表、歳入歳出予算のうち歳入では、款 1 の保険料で 6,672 万 1,000 円、款 2 の国庫支出金で 1 億 1,581 万 4,000 円、款 3 の支払基金交付金で 9,845 万 7,000 円、款 4 の道支出金で 4,974 万 9,000 円、款 5 の繰入金で 5,925 万 3,000 円、款 6 の繰越金で 1,000 円、款 7 の諸収入で 5,000 円を計上しております。

歳出では、款 1 の総務費で 340 万 1,000 円、款 2 の保険給付費で 3 億 5,770 万 8,000 円、款 3 の地域支援事業費で 2,858 万 8,000 円、款 4 の基金積立金で 1,000 円、款 5 の諸支出金で 2,000 円、款 6 の予備費で 30 万円を計上しております。

続いて、令和 6 年度壮瞥町公営企業会計予算書の令和 6 年度壮瞥町簡易水道事業会計予算書の 1 ページになります。

こちらは、議案書の 71 ページの議案第 21 号 令和 6 年度壮瞥町簡易水道事業会計

予算についてであります。

第1条、令和6年度壮瞥町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数を1,191戸、年間総給水量を58万1,884立方メートル、1日平均給水量を1,594立方メートル、主要な建設改良事業を国道453号支障物件移設事業、道道滝之町伊達線支障物件移設事業、滝之町第3浄水場濁度計整備事業、電気機械計装設備更新事業としております。

第3条、収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款簡易水道事業収益では、第1項営業収益5,497万2,000円、第2項営業外収益1億1,509万4,000円、第3項特別利益500万3,000円を計上し、総額を1億7,506万9,000円としております。

支出につきましては、第1款簡易水道事業費用では、第1項営業費用1億7,099万2,000円、第2項営業外費用345万1,000円、第3項特別損失47万6,000円、第4項予備費15万円を計上し、総額を1億7,506万9,000円としております。

第4条、資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入では、第1項企業債6,640万円、第2項他会計出資金2,659万4,000円、第3項国庫補助金284万円、第4項その他資本的収入5,452万1,000円を計上し、総額を1億5,035万5,000円としております。

支出につきましては、第1款資本的支出では、第1項建設改良費1億3,003万9,000円、第2項企業債元金償還金7,678万円、第3項固定資産購入費625万2,000円、第4項予備費15万円を計上し、総額を2億1,322万1,000円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,286万6,000円につきましては、引継ぎ金25万6,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額239万6,000円、当年度損益勘定留保資金6,021万4,000円で補填するものとしております。

第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額は、それぞれ4,185万1,000円及び3,795万8,000円としております。

第5条、企業債につきましては、簡易水道施設整備事業、限度額6,640万円、公営企業会計適用事業、限度額460万円の合計2件、7,100万円を計上しております。いずれも利率は5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるとしております。

第6条、一時借入金につきましては、1億円を限度額と定めております。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、簡易水道事業費用のうち営業費用と営業外費用及び特別損失間の流用、資本的支出のうち建設改良費及び

企業債償還金間の流用を定めております。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費で778万7,000円と定めております。

第9条、他会計からの補助金につきましては、簡易水道事業運営のため一般会計から受ける補助金の金額は5,623万9,000円としております。

続きまして、令和6年度壮瞥町集落排水事業会計予算になります。真ん中以降になるかと思えます。

こちらは、議案第22号 令和6年度壮瞥町集落排水事業会計予算について。

第1条、令和6年度壮瞥町集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量につきましては、接続人口を農業集落排水事業で1,573人、特定地域生活排水処理事業で230人の合計1,803人、年間処理水量を農業集落排水事業で15万3,950立方メートル、特定地域生活排水処理事業で1万9,263立方メートルの合計17万3,213立方メートル、1日平均処理量を農業集落排水事業で422立方メートル、特定地域生活排水処理事業で53立方メートルの合計475立方メートル、主要な建設改良事業を仲洞爺地区農業集落排水設備更新事業としております。

第3条、収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款集落排水事業収益では、第1項営業収益で3,154万6,000円、第2項営業外収益1億7,374万2,000円を計上し、総額を2億528万8,000円としております。

支出につきましては、第1款集落排水事業費用では、第1項営業費用2億66万5,000円、第2項営業外費用361万2,000円、第3項特別損失91万1,000円、第4項予備費10万円を計上し、総額を2億528万8,000円としております。

第4条、資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入では、第1項企業債9,160万円、第2項国庫補助金6,815万円を計上し、総額を1億5,975万円としております。

支出につきましては、第1款資本的支出では、第1項建設管理費1億4,533万円、第2項企業債元金償還金5,979万2,000円、第3項予備費20万円を計上し、総額を2億532万2,000円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,557万2,000円につきましては、引継ぎ金15万3,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額701万8,000円、当年度損益勘定留保資金3,840万1,000円で補填するものとしております。

第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額につきましては、それぞれ3,007万1,000円及び5,684万1,000円としております。

第5条、債務負担行為につきましては、令和6年度から令和11年度の期間において、水洗便所改造等資金貸付融資に係る損失補償、限度額は融資金融機関が貸付けす

る資金について借入者が損失を与えた金額を計上しております。

第6条、企業債につきましては、下水道資本費平準化債、限度額1,670万円、農業集落排水施設整備事業、限度額7,490万円、公営企業会計適用事業、限度額530万円の合計3件、9,690万円を計上しております。いずれも利率は5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還または低利債に借換えることができるとしております。

第7条、一時借入金につきましては、1億円を限度額と定めております。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、集落排水事業費用のうち営業費用と営業外費用及び特別損失間の流用、資本的支出のうち建設改良費及び企業債償還金間の流用を定めております。

第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費で586万4,000円と定めております。

第10条、他会計からの補助金につきましては、集落排水事業運営のため一般会計から受ける補助金の金額は1億797万7,000円としております。

以上が今定例会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

◎休会の議決

○議長（森 太郎君） お諮りいたします。

議事の都合により3月9日から10日までの2日間休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、3月9日から10日までの2日間休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（森 太郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月11日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午前11時58分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和6年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和6年3月11日（月曜日） 午前10時00分開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 6号 壮瞥町犯罪被害者等支援条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 7号 久保内診療所設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 8号 壮瞥町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 9号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第10号 壮瞥町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第11号 壮瞥町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第12号 令和5年度壮瞥町一般会計補正予算（第13号）について |
| 日程第 9 | 議案第13号 令和5年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第10 | 議案第14号 令和5年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第11 | 議案第15号 令和5年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第12 | 議案第16号 令和5年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第13 | 議案第17号 令和6年度壮瞥町一般会計予算について |
| 日程第14 | 議案第18号 令和6年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第15 | 議案第19号 令和6年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第16 | 議案第20号 令和6年度壮瞥町介護保険特別会計予算について |

- 日程第 17 議案第 21 号 令和 6 年度壮瞥町簡易水道事業会計予算について
- 日程第 18 議案第 22 号 令和 6 年度壮瞥町集落排水事業会計予算について
- 日程第 19 発議案第 1 号 壮瞥町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 発議案第 2 号 壮瞥町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○出席議員（９名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	忖	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
副町長	厂原收	君
教育長	谷坂常年	君
会計管理者兼		
	大野博雄	君
税務会計課長		
総務課長（兼）	土門秀樹	君
企画財政課長	上名正樹	君
企画財政課参事	市田喜芳	君
住民福祉課長	阿部正一	君
産業振興課長	木下薰	君
商工観光課長	三松靖志	君
建設課長	澤井智明	君
生涯学習課長	河野圭	君
選管書記長（兼）	土門秀樹	君
農委事務局長	齋藤誠士	君
監委事務局長（兼）	小林一也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也	君
------	------	---

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） これより本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
２番 加藤正志君 ３番 長内伸一君
を指名いたします。

◎議案第６号

○議長（森 太郎君） 日程第２、議案第６号 壮瞥町犯罪被害者等支援条例の制定
についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

３番、長内伸一君。

○３番（長内伸一君） 壮瞥町犯罪被害者等支援条例についてお伺いをしたいと思います。

国の犯罪被害者等基本法に沿った形で市町村で制定するものなのかなと認識しているのですが、これは法律は２００４年ですか、法制化されたと思うのですが、２０２０年度の４月１日の段階で都道府県で４５％、条例化したのはです。それから、全国の市町村で１９％ということで、インターネットで調べたらそういう数字が出てきたわけですが、壮瞥町としてはそういうことからいうと比較的早い条例の制定になるのかなと思っているのですが、この条例を制定するに至った経緯といいますか、考え方も含めてお伺いをしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ただいまのご質問に対してご答弁申し上げます。

今回の条例に至った経緯につきましては、先ほど長内議員様のほうからお話ありましたとおり、これは平成１６年に犯罪被害者等基本法というのが制定はされたのですが、その後いろいろな事件が発生しまして、各警察署のほうからこういう支援に対する条例等を各まちのほうで条例化していただいたらどうだという、そういうご提案とかもございまして、本年近隣等も含めて今回つくるような形を提案させていただい

ております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 3 番、長内伸一君。

○3 番（長内伸一君） 至った経緯といいますか、警察署のほうからの要請もあったということでございますが、そういう意味では西胆振といいますか、胆振はある程度足並みをそろえて条例化に進んできたのかなというようなことは認識するわけですが、この犯罪被害者等支援条例の制定については異議はないわけでありまして、非常に近年通り魔も含めて痛ましい事件が多発といいますか、そういうような傾向があって、その被害者になられた方は本当に大変なことなのかなと思っております。そうした中であって支援をしていくということは、重要なこと、大変大切なことなのかなと思っています。

私ども壮瞥町のような小規模自治体にとって、そういう事例が決して発生件数としては多くはないのかなと思いますけれども、昨今の情勢の中でいつ、どういうことがあるか分かりませんから、それに備えてそうなったときに町民を守っていくと、支えていくということは重要なかなと思っておりまして、その条例の制定について異議はないわけでありまして、今担当、総務課に答弁をいただいたわけですが、これは見舞金という形で亡くなられた方 30 万、それから重症等の場合においては 10 万円程度、見舞金ということですから、これは一時的にそのときにお見舞いという形で経済的な負担に対する支援をしていくということで理解するのですが、ただそのときに見舞金でお渡しをして、はい、それで終わりということでは多分ないのだと思うのです。やはり一定の期間精神的なケア、サポートが必要になってくるのかなと思います。

我々も何か支援というと警察が支援するのかなと思っていたのですが、決してそうではなくて、身近な市町村、都道府県も含めて、そこがそういう部分では支えていくということで条例につながっているのかなと認識するわけですが、このサポートについてはそれなりの知識という部分も必要になってくると思いますが、その辺についてはどのようにお考えになっているかお伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

ただいま長内議員様からのご質問にご回答いたします。今、ふだんの見舞金を渡したただけだったら、それで済まない。ということで、一番は日常生活の支援という部分が第 9 条にございますが、ふだんの被害者の精神的な負担の低減を保健とか福祉等、関係の、壮瞥町でいったら住民福祉課とか、そちらのほうでコーディネートをするのが望ましいということと、あと北海道等のそちらの支援組織が幾つかございますので、我々壮瞥町の担当だけでは無理な部分に関してはそちらのほうにつなげていたりとか、そういうところにコーディネートしていくというのも我々の仕事なのか

なと思っておりますので、要はそういう関係の機関におつなぎする、そして専門家の話を聞く、聞いていただく、それが我々のこの今回の条例の仕事だと思っております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） ただいま同僚の長内さんから質問ありましたけれども、私も何点か伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回提案のこの支援条例は、先ほども言っていましたけれども、犯罪被害者等基本法に基づいているのですよと。そして、平成 16 年、約 20 年前にこの法律ができて、今頃どうして制定するのかなと私はその説明を聞いて疑問に思ったのです。そこで、いろいろ調べてみますと胆振管内でこの条例を制定しているのは、5 年の 4 月 1 日現在ですけれども、厚真町だけです。インターネットの資料です。道内では、1 市 12 町 2 村の 15 市町村が制定していると出ておりました。ですから、今回この条例が、壮瞥町の条例が制定されると道内でも早いほうの制定でないかな、そう感じます。全国では 46 都道府県、ですから 1 県だけ制定しておりません。そして、13 政令都市、606 市町村が条例を制定しているということも書かれておりました。壮瞥町内での犯罪の発生はありませんが、いつ犯罪被害者になるかは予想できませんが、この条例で町の責務、町民の責務、事業者の責務が明記されておりますので、私たち町民一人一人が理解しなければならないと思います。

そこで、道内の市町村で条例を制定しているのは、さきに申し上げた 15 市町村のみです。そして、今回提案の第 8 条、見舞金のことが書かれております。道内 15 市町村のこの条例を見ますと、5 市町村だけが条例に金額が明記されておりました。そして、見舞金の金額も現在提案されている 30 万と 10 万、これは変わりありませんでしたけれども、この金額の設定について上部機関と言ったら悪いのですけれども、どこからそのような金額はこのようにしなさいというような指示が、指導があったのか。また、町単独で考えたのが、偶然に 30 万、10 万がほかの市町村、現在制定している市町村と同じになったのか分かりませんが、この金額の設定、これはどのような経緯かについて最初に伺います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

まず 1 点目、金額の指示につきましては、特に指示、このような金額にしなさいという指示は受けてはおりません。

2 点目、この経緯に至っては近隣、今回先ほども長内議員様からのご質問にもお話ししたとおり、警察さんのほうからこういう条例はどうだということでお話しいただいたときに各関係機関の、各関係のまちの金額が 30 万、あとはそういう金額で入っていったということが、大体 1 か月、2 か月の生活を考えた場合にこれぐらいの金額が妥当ではないかなということで今回ご提案させていただいております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） その 30 万、10 万の設定については理解します。

2 点目として、14 条で委任という言葉が使われております。条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとあります。そこで、私は先ほどの道内の 15 市町村の条例を調べてみましたし、規則が本当についているのかなと思って調べてみたら、5 つの市町村だけが規則を定めておりまして、ほかの 10 の市町村はそのような手だてはありませんでした。

それで、一般論としてお聞きしたいのですけれども、よくこのような条例が提案されたときに、その他必要なことは規則で定めるということがほとんどの条例についてありますけれども、一般論としてどうなのでしょう。条例を制定した後すぐ規則を定めるのが普通なのか、それとも何かそういう条例の対象事項が出たときに規則を定めるのがいいのか、定めていくのが普通なのかよく分かりませんので、この平成 21 年、23 年に条例を制定した町村でまだ未制定です。ましてや令和 5 年に定めたところもあるようですので、そこは抜きとしても古くから制定しているところも規則は定めていないのですけれども、壮瞥町は今後どのような考えでこの規則を制定する考え、内容は別としても、いつ頃規則を制定する考えかについて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 17 分

再開 午前 10 時 17 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ただいまの佐藤議員様からのご質問にご答弁いたします。

壮瞥町におきましても、条例制定と同時に規則のほうも関係規則をつくる予定でございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） これで終わりにしますが、私はただこの条例を制定したということに終わることなく、制定後はやはり町民の皆さん一人一人が理解しなければならぬと思うのです。そういう面でこの条例の制定の意義だとかをきちっと広報活動等でやっていただきたい、そして町民共通の理解を図りながら犯罪のない町、犯罪被害者のないまちづくりに取り組んでいただきたいということを強く要望したいと思います。

以上で終わります。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

ただいま佐藤議員様からのご質問のとおり、お話のとおり本町につきましても本条例が制定された後には、関係の方法を使って広報等周知したいと思っております。

よろしく申し上げます。失礼いたします。以上です。

○議長（森 太郎君） 8番、真鍋盛男君。

○8番（真鍋盛男君） 私のほうからは、様々な犯罪、それから事件の被害者というふうにとって、全ての被害者がこの支援の対象になるのかどうかというのと、あと先ほどもちょっと出ていましたが、近隣市町村のこの支援法に対する対応はどうなっているのかということ。

もう一つ、多分これ法律ができたときにつくられたものと思われるのですが、西胆振1市3町で伊達警察署犯罪被害者支援連絡協議会というのがあるのですけれども、これの今後の動向というか、それをお知らせください。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

まず1点目、どのようなものに対して対象になるかというのと、一般的な犯罪、あとはそれに対しての死亡、本当に過失的な部分を対象としております。

2点目、近隣につきましては聞いているのは隣のまち2つなのですが、そちらにつきましては今回条例で提案するのではないかという話は聞いてございます。

あともう一点、最後、3点目でございますが、ただいまお話しされていた犯罪被害者支援連絡協議会の関係なのですが、こちらにつきましてはこれつくると同時に出来上がった連絡協議会で、連絡協議会の会員につきましては、町とか教育委員会とか、あと民間の団体が入ってございまして、そちらのほうで支援、特に今回の条例が各まちでつくったものに対しての支援等をしていくということ、そういう形で持っております。そういう状況で、ただいま申し上げたようにその協議会には関係機関、本当に各まちの、いろんなまちが、協議会が入ってございますので、そちらで一緒に支援をしていくということで進んでいくと思います。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 私のほうから1点、先ほど長内議員のほうの説明で心理的な支援、その後言うには、こちらで対応できないようなときには外部への連絡をしてその後の支援を受けるということがありましたが、特に心理的なストレスです。言ってみれば、朝元気よく出かけたのに途中で命を亡くしたというご家庭の場合など、かなりショックだと思うのです。そうした場合に心理的なカウンセリングを行う、外部で行う、連絡を取るようなことをおっしゃっていましたが、これがちょっと遠いとなかなか相談するにもしにくいと思いますので、町内にもありますし、隣の伊達にもありますけれども、やっぱり精神科が備わっている病院あたりの先生方で常に連絡を取っ

て、結局これは年数って分からないですよ、解消するまで。だから、かなり長い期間支援をしなければいけないかと思いますので、そこら辺の連絡を取る場合にはなるべく近隣ですぐに対応できるような体制を整えてもらいたいと思うのですが、いかなものでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ただいまのご質問に対し、ご答弁申し上げます。

ただいまお話がありましたとおり、先ほど私のほうのご答弁でも、こちらの町で対応できない部分は北海道等のところに対応すると。ただ、そこが遠い場合ということでもありますので、ただいま毛利議員様からお話あったとおり近隣にも病院とかがありますので、うちの関係職員を通してそちらに相談したりとか、そちらで話をつないでいくということも今回対象者になった方になるべく負担が少ないような状況でこちらのほうで少しでもケアができればなと思っております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） それでは、質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 壮瞥町犯罪被害者等支援条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（森 太郎君） 日程第3、議案第7号 久保内診療所設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） 2月15日の第2回臨時会の終了後、全員協議会で久保内診療所に関わる件について報告を受け、議員の意見を求められました。本日この久保内診療所設置に係る条例が提案されておりますけれども、2月15日以降、その協議会

等で出た意見などはどのような形で取り組もうとしているのか。また、そうべつ温泉病院と最終的にはいつ頃この提案する前に話し合われたかについても、もしもあれば伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

先日2月15日の全員協議会でご協議させていただきました。そのときに何点か意見が出されまして、その今後それ以降の取組、協議状況ということでちょっとご報告させていただきたいと思います。

まず、何点かございまして、診療所始まってからの金銭のやり取り、当初は毎回町の職員で対応、行って対応予定ということでした。これは、以前の壮瞥診療所のときがそういう方式だったので、そういうようなことで当初考えたのですけれども、それできれば交雄会のほうにやってもらったらいいではないかというのがありまして、先方ともちょっと協議をさせていただきました。あその後1週間ぐらいの間にちょっと協議をさせてもらいまして、1週間ではない、1週間、2週間程度前に協議をさせていただきまして、聞いたところによると交雄会の遠軽町の生田原診療所があるのですけれども、そちらのほうも今現在実際に交雄会のほうで金銭收受を行っているということでありました。

また、公金を要するに役場ではなくて私人というか、その事業所をお願いすることなのですけれども、地方自治法のほうを調べましたら、そういった私人に金銭收受を委託することができるというふうにされておりました。

また、金銭收受につきまして、交雄会のほうからは特に、いや、それはできないよというふうには言われていませんで、実は最終的なその詰めの協議はこれからということにはなるのですけれども、もし協議が調えば金銭收受につきましては交雄会のほうをお願いをしたいというような方向で進めていきたいというふうに考えております。

それと、あとは薬の関係の話も出まして、薬はどこまで用意するのかですとか、あと規約か何かで取り決めておいたほうがいいのではないかとということでありました。薬につきましては、ある程度のものは一般的には用意すると、用意できて持ってくるということであったのですけれども、実はそれ以降のその細かいところについてはまだ実は協議はしておりません。今協議中でして、今後遅くならない時期に再度細かい詰めというか、協議をしていきたいなというふうに思っております。どんな方法で利用者の方に、利用者の利便性を考えまして、あまり手間にならないような方向で進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 久保内診療所設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（森 太郎君） 日程第4、議案第8号 壮瞥町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 壮瞥町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（森 太郎君） 日程第5、議案第9号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 9 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号

○議長（森 太郎君） 日程第 6、議案第 10 号 壮瞥町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 10 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号 壮瞥町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号

○議長（森 太郎君） 日程第 7、議案第 11 号 壮瞥町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題

といたします。

質疑を受けます。全体について。

4 番、毛利爾君。

○4 番（毛利 爾君） この条例の第 5 条第 2 項で、常勤の介護支援専門員 1 人当たりの担当できる利用者数を 35 人から 44 人に改定すると。そして、I C T 機器を活用し、かつ事務員を配置している場合は 49 人までと。ということは、1 人当たりのこの対応者、利用者、支援者数、それが増えるわけですが、現場ではどうしても人による支援が必要な面があると思います。それからすると、この増員をするということは支援員に対して負担にはなりませんでしょうか。そのところお聞きしたいです。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今介護支援専門員 1 人当たりの受持ち人数、現行 35 人が 44 人と。さらに、I C T を使う場合は 49 名となって負担にならないかというお話でした。実は、これ必ず、今 35 人が 44 人、もしくは 49 人持たなければいけないというものではなくて、そこまで増やしてもいいですよということなのです。実際の現場は、今 35 人となっていますけれども、もっと例えば 36、37 と受け入れることも実は可能な状態であるわけなのです。ただ、今現行ですと 35 人というふうになっているので、それ以上増えてくると減算といいまして、幾ら増やしても要するに報酬が減らされてしまうという、そういうのがあります。それで、今回それを増やすというのは、負担をかけるというよりは、どちらかという緩和というか、今よりもっと多くの人数を抱えても要するに減収はしませんよというような、どちらかという事業者にとって緩和するというか、そういったようなルール改正になっております。なので、仮にもし人数が増えて負担かかるというようなことであれば、事業者のほうでちょっと利用者数を減らしていただくとか、その場合は事業者内でやりくりしていただければいいのかなと。

今回の趣旨は、どちらかという負担をかけるというよりも、要するに緩和というようなルール改正となっております。ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 11 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号 壮瞥町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号

○議長（森 太郎君） 日程第 8、議案第 12 号 令和 5 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 13 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 3 ページ。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 3 ページの企画費について伺います。

寄附金で地域に進出した企業 3 社から企業版のふるさと納税寄附金があった。今回その歳入の提案ですけれども、この寄附をされた 3 法人はどのような事業に携わっている企業か、企業名は聞きません。どのような事業に携わっている企業かについて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

企業名は聞かないということでしたけれども、企業名の公表は大丈夫だということですので、企業名言いますと 1 社目が東京都の青山 R E A X 株式会社という会社で、不動産仲介ですとか、そういった法律関係の業種の会社でございます。それから、2 社目が株式会社セコマさんで、札幌市に本社があって、コンビニエンスストアだとか、そういったものを経営しています。それから、3 社目がホクレン農業協同組合連合会で、本社が札幌市にありまして、こちらも農業関係の業種ということになります。

以上です。

○議長（森 太郎君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 4 ページ。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 4 ページのじんかい処理費です。これは何かごみの排出量が増えたので、そのごみを焼却するための燃料費の増加で 416 万 1,000 円の補正という説明がありましたけれども、この当初予定していた金額は 3,957 万 8,000 円だったと思うのですけれども、どの程度ごみの量が増えたのか、それについてももしもご承知であれば伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

ごみの排出量のご質問なのですが、令和5年度もともと見込みとしては、見込みの排出量として1,133 トンを予定しておりました。ただ、実績といいますか、1 月末の段階の見込みでそれが1,320 トンになる見込みということで、単純に割り返しますと16.5%増えることになります。1,133 トンから1,320 トンで、もともとの負担割合なのですが、もともと1,133 トン、当初のときは西胆振全体の2.459%でした。室蘭が一番多くて伊達市、洞爺湖町というふうに内訳がありまして、壮瞥町は2.459%、これが1月末で出した見込みでは3.059%というふうに増えておりまして、それプラス灯油単価も上がっているということがございまして、今回は補正をさせていただくということに至ったわけであります。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤 聡君。

○5 番（佐藤 聡君） ごみの出た結果論の数字ですが、どうしてこのように今までよりも増えたのか、考えられることもしあれば伺いたいと思うのですが。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

例年ですと、今回先ほど1,133 トンというお話ししましたが、大体1,100 から1,200 トンぐらいの数字となるのですが、今年新しい企業とかも来た関係もありまして、それで増えているのかなというふうに、それあくまでも予想というか、なのなのですが、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6 番、湯浅 祥治君。

○6 番（湯浅 祥治君） 私のほうから農林水産業費の農業振興費、堆肥センターの運営事業について、ホイールローダの購入費でございますけれども、堆肥センターのホイールローダが購入されるということなのなのですが、堆肥センターについての運営状況については堆肥の生産性は、今年は何のぐらいのほうを見込んでいるのかなというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時46分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 堆肥センターの今年度の生産状況に関してご報告い

たします。

今手元には1月末までの生産と販売量に関しまして、竹粉堆肥に関しまして数字ございますけれども、令和5年度1月末で販売量の合計金額が576万6,700円と。昨年、令和4年度の1月末で614万7,400円ということで若干金額的には下がっております。また、販売数量もバラ堆肥が令和5年1月末で576トン、昨年の1月末に比べて250トンほど少なくなっております。袋堆肥に関しましては1月末で7,208袋で、昨年よりは約200袋多くこちらのほうはなっております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ありがとうございます。こちらのほうのもう一つのほうの資料にもたしか堆肥センター載っているのですけれども、失礼しました。

それで、私のほうではホイールローダの購入については問題はないと思うのですが、ただ堆肥センターについてもやはりその堆肥の生産状況、前ご説明がたしかあったときには何か減らすような話が出ていたものですから、それについて、その収支の部分についてどうなのかなという生産性も含めてお伺いしたいと思って今回ちょっと質問させてもらいました。

また後でそれは質問させていただきますけれども、今後とも堆肥センター、堆肥が高騰している中でやはりそういう堆肥センターの活用というのは結構重要なことになるのかなと。前も質問はさせていただいたのですけれども、それについてどう検討されているかなということがちょっとあったものですから、質問しました。

以上とします。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 堆肥センターに関しましてはというか、堆肥に関しましては、今いろんな社会情勢もありまして、いろんなものの価格が非常に高騰している中で町内で作られている、比較的安価に作られている資材というところで、これからもどんどん普及、使っていただけるようにしていきたいというところでありますが、やはり今回のホイールローダというのは堆肥センター稼働していく上でどうしてもメインとなるような非常に大事な機械でございまして、今実際結構その機械が使えないというところで生産性にも非常に影響を与えているものですから、今もう契約も終わってなかなか納期がまだはっきりしない部分もあるのですが、一日も早く使えるようにしたいというところで努力しております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） 今湯浅さんから堆肥センターのこと触れられておりましたけれども、私も堆肥センターのホイールローダというのですか、これのことについて経緯をちょっと述べて伺いたいのですけれども、当初予算で1,500万が計上されました。

これは、5年3月9日の予算審査特別委員会の審査では特に質疑はありませんでした。そして、6月9日開催の第2回定例会で一般会計の補正予算が提案され、1,500万の予算では価格上昇に伴い予算の不足が生じるということで350万の追加補正をしております。そして、入札が7月5日、1,155万で入札して、7月12日に令和5年第6回臨時会で動産の取得についてということでこれが議決されておりますけれども、6月9日に補正を出して、7月5日に入札して、その補正の理由が予算が足りないことが見込まれると言いながら、実際には当初予算よりも安く入札、購入ができたこと、これは関係者の努力だと思いますけれども、この時点で、6月のこの追加の時点でこのようなことが想定できなかったのかどうかです。当然出したから想定できなかったと思うけれども、あまりにも進め方に、何かもう少し努力してほしかったなという点あるのですけれども、この経緯、これについて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ホイールローダの購入に関する経緯についてご説明させていただきます。

令和5年度の予算策定したとき、これは3月時点といいますか、昨年の、昨年というか、令和4年度の暮れぐらいに各メーカーから見積りいただいて、それで次年度の予算というところで予算を策定してから3月に議決をいただくわけなのですが、この時点では1,500万という平均的な金額で何社かから見積りをいただきました。

ただ、ホイールローダ急いで発注したかったので、3月に議決後すぐに入札の準備をするために予定価格というのを設定しなければならないのですが、その予定価格の基になるそのときの直近の見積りを聴取したところ、3社の平均で1,833万5,000円というような金額になりまして、これだと予算の1,500万にはちょっと足りないというところがございます、予算よりも多い金額で設計は組めませんので、そういうルールになっていますので、そこは補正をさせていただいて、350万増やして1,850万という予算の中で入札を執行させていただいたというところがございます。

先ほどお話ありましたように、7月5日に入札を執行いたしましたところ、これが各社当初の見積りよりも、当初といいますか、その設計時にいただいた見積りよりも大幅に下がった形で落札いただきまして、最終的にある1社が1,155万という金額で落札したということでございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般5ページ。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 一般5ページの消防費について伺いたいと思います。

消防費の負担金は当初予算で1億9,952万、そして5年度は壮警支署に配置の高規

格救急自動車購入をはじめ、消防職員は14名いらっしゃいますので、人件費だとか、消防支署の消防団費等でその1億9,952万の予算が、負担金が議決されておりましたけれども、今回実績で527万8,000円の減額ですけれども、その減額の主なものというのとはどのような内容になっているか、もし承知であれば伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） 先ほどの質問に対し、ご答弁申し上げます。

まず、今回落ちた理由というのが、もともとこの負担金というのは令和4年度、前年度の余剰金が、西胆振行政事務組合の議会のほうで余剰金が発生したものに対して、それを令和5年度に繰り越して、それを落とすというのがまず1点目の答えでございます。それをもって今回補正として落ちたということでございます。

2点目、何が今回落ちたのかなという話を先ほどお話しされたと思うのですが、まず共通分として職員手当、あと共済費等の減と、消防の支署につきましては訓練等の縮小、中止によって派遣等の減ということが主な部分です。あと、機器の更新等の減とか、そういう形で今回減額になっております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、歳入について、一般1ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般2ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第2表、繰越明許費補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第3表、債務負担行為補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第4表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 12 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号 令和 5 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 13 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号

○議長（森 太郎君） 日程第 9、議案第 13 号 令和 5 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 13 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号 令和 5 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号

○議長（森 太郎君） 日程第 10、議案第 14 号 令和 5 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 14 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号 令和 5 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号

○議長（森 太郎君） 日程第 11、議案第 15 号 令和 5 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 15 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号 令和 5 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号

○議長（森 太郎君） 日程第 12、議案第 16 号 令和 5 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 集落排水整備事業で今回提案されております減額についてちょっと教えていただきたいなと思いますけれども、仲洞爺地区農業集落排水設備更新事業は当初予算で 8,400 万を計上していたと思うのですけれども、今回実績で提案の 3,561 万 7,000 円を減額しますよということなのですけれども、これでこの予定していた更新事業は終了したのかどうかです。次年度もこれ続いてあるのかどうか伺いたいなと思いますけれども。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

仲洞爺地区の農業集落排水設備の更新工事ですけれども、こちらの事業につきましては令和 5 年度から令和 7 年度まで行う継続事業として実施しているものでございます。今回の減額の要因につきましては、まず農村整備事業補助金というのは当初 8,250 万円の国費の要望しておりまして、それ見合いの事業を考えておりましたけれども、実際最終的に配分された額が 5,057 万 8,000 円ということで、その国費見合いの事業を実施したということになりますので、その分工事請負費も減額しているというものでございますので、令和 5 年度にできなかったものにつきましては令和 6 年、7 年の事業の中で実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 16 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号 令和 5 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号ないし議案第 22 号

○議長（森 太郎君） 日程第 13、議案第 17 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計予算に

ついて、日程第 14、議案第 18 号 令和 6 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について、日程第 15、議案第 19 号 令和 6 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 16、議案第 20 号 令和 6 年度壮瞥町介護保険特別会計予算について、日程第 17、議案第 21 号 令和 6 年度壮瞥町簡易水道事業会計予算について、日程第 18、議案第 22 号 令和 6 年度壮瞥町集落排水事業会計予算についてを一括議題といたします。

◎予算審査特別委員会の設置について

○議長（森 太郎君） お諮りいたします。

議案第 17 号から議案第 22 号までの 6 件については、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号から 22 号までの 6 件については、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

◎予算審査特別委員会正副委員長の選任について

○議長（森 太郎君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することに決しました。

選考結果について報告いたします。委員長に加藤正志君、副委員長に長内伸一君を選任することに決しました。

お諮りいたします。ただいまの報告のとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長に加藤正志君、副委員長に長内伸一君を選任することに決しました。

◎発議案第 1 号

○議長（森 太郎君） 日程第 19、発議案第 1 号 壮瞥町議会委員会条例の一部を改

正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

8 番、真鍋盛男君。

○8 番（真鍋盛男君） 発議案第 1 号 壮瞥町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

令和 5 年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、委員選任に関する規定の見直しを含めた全国町村議会議長会が示す標準町村議会委員会条例が改正されたことから、本議会においても同様の取扱いとするよう条例の改正を提案するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、改正文につきましては、お手元に配付の議案のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これより発議案第 1 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第 1 号 壮瞥町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎発議案第 2 号

○議長（森 太郎君） 日程第 20、発議案第 2 号 壮瞥町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

8 番、真鍋盛男君。

○8 番（真鍋盛男君） 発議案第 2 号 壮瞥町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

令和 5 年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし、所要の整備を行うため、全国町

村議会議長会が示す標準町村議会会議規則が改正されたことから、本議会においても同様の取扱いとするよう規則の改正を提案するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、改正文につきましては、お手元に配付の議案のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これより発議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第2号 壮瞥町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長（森 太郎君） お諮りいたします。

議事の都合により3月12日から14日までの3日間休会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、3月12日から14日までの3日間休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（森 太郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月15日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午前11時28分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和6年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第4号）

令和6年3月15日（金曜日） 午前11時15分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第17号 令和6年度壮瞥町一般会計予算について

日程第 3 議案第18号 令和6年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について

日程第 4 議案第19号 令和6年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 5 議案第20号 令和6年度壮瞥町介護保険特別会計予算について

日程第 6 議案第21号 令和6年度壮瞥町簡易水道事業会計予算について

日程第 7 議案第22号 令和6年度壮瞥町集落排水事業会計予算について

日程第 8 議案第23号ないし議案第24号について

日程第 9 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（９名）

1 番	山 本	勲 君	2 番	加 藤	正 志 君
3 番	長 内	伸 一 君	4 番	毛 利	爾 君
5 番	佐 藤	忖 君	6 番	湯 浅	祥 治 君
7 番	菊 地	敏 法 君	8 番	真 鍋	盛 男 君
9 番	森	太 郎 君			

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	厂 原 收 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者兼	
	大 野 博 雄 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土 門 秀 樹 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
企画財政課参事	市 田 喜 芳 君
産業振興課長	木 下 薫 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
建 設 課 長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長（兼）	土 門 秀 樹 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） これより本日の会議を開きます。
（午前 11 時 15 分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
4 番 毛利 爾君 5 番 佐藤 忖君
を指名いたします。

◎議案第 17 号ないし議案第 22 号

○議長（森 太郎君） 日程第 2、議案第 17 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計予算について、日程第 3、議案第 18 号 令和 6 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について、日程第 4、議案第 19 号 令和 6 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 5、議案第 20 号 令和 6 年度壮瞥町介護保険特別会計予算について、日程第 6、議案第 21 号 令和 6 年度壮瞥町簡易水道事業会計予算について、日程第 7、議案第 22 号 令和 6 年度壮瞥町集落排水事業会計予算についてを一括議題といたします。

議案第 17 号から議案第 22 号までの 6 件については、3 月 11 日の本定例会において予算審査特別委員会に付託された審査案件でありますので、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

2 番、加藤正志君。

○予算審査特別委員会委員長（加藤正志君） 予算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

令和 6 年 3 月 11 日開催の第 1 回定例会において、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、本特別委員会に付託されました議案第 17 号から第 22 号までの令和 6 年度各会計予算について 3 日間特別委員会を開催し、慎重に審議を行いました結果、次の結論を得ましたので、審査の経過と結果をご報告いたします。

事件名、議案第 17 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計予算について、以下 5 件であります。

審査の経過、委員会の開催、議案第 17 号から第 22 号までを審査するため、予算審

査特別委員会を令和6年3月13日から15日までの3日間開催いたしました。

特別委員会に出席した委員、特別委員会に職務のため出席した者、特別委員会に出席した説明員の氏名は、お手元に配付の書面のとおりであります。

特別委員会の結論、令和6年3月11日開催の第1回定例会において本特別委員会に付託されました議案第17号から第22号までの令和6年度各会計予算について、慎重に審議を行いました。

審査の結果につきましては、各議案いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

予算審査特別委員会委員長、加藤正志。

以上、報告を終わります。

○議長（森 太郎君） 予算審査特別委員会委員長の報告に対して一括質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第17号から議案第22号までの6件の一括討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号から議案第22号までの6件を一括採決いたします。

各議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、全て原案のとおり可決であります。

各議案は、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第22号までの6件については、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号ないし議案第24号について

○議長（森 太郎君） 日程第8、議案第23号ないし議案第24号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（厂原 収君） 令和6年第1回定例会に追加提出いたします議件は、議案第23号から議案第24号の2件であります。

その内容につきましてご説明申し上げます。

議案第 23 号 工事請負契約について。

令和 6 年 3 月 5 日指名競争入札に付した、国道 453 号支障物件移設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。

1、契約の目的は、国道 453 号支障物件移設工事。2、契約の方法は、指名競争入札。3、契約金額は、6,655 万円。4、契約の相手方は、道栄・壮建特定建設工事共同企業体で、代表者は有珠郡壮瞥町字滝之町 283 番地、道栄建設株式会社代表取締役、小田由三であります。その構成員になりますが、有珠郡壮瞥町字滝之町 423 番地 26、壮建興業株式会社代表取締役、高橋美智彦となっております。

この工事につきましては、国道 453 号蟠溪道路 3 工区の道路改良工事に伴い支障となる水道管等の移設工事を行うもので、工期は令和 7 年 1 月 31 日までとしております。

なお、指名競争入札に付した業者は全部で 4 社となりますが、1 社が町内業者で構成する特定建設工事共同企業体で、3 社が町外業者となっております。

次に、議案第 24 号 工事請負契約について。

令和 6 年 3 月 5 日指名競争入札に付した、新山 3 号橋補修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。

1、契約の目的は、新山 3 号橋補修工事。2、契約の方法は、指名競争入札。3、契約金額は、5,478 万円。4、契約の相手方は、有珠郡壮瞥町字久保内 47 番地、株式会社出田建設代表取締役、下元修であります。

この工事につきましては、町道昭和新山第 2 線に架かる新山 3 号橋の補修工事で、主げたの断面修復工や車道部の伸縮装置 2 か所を取り替える工事を実施するもので、工期は令和 6 年 9 月 20 日までとしております。

なお、指名競争入札に付した業者は全部で 5 社となりますが、3 社が町内業者で、2 社が町外業者となっております。

以上が追加提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 8 のうち、議案第 23 号 工事請負契約についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 23 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号 工事請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第 8 のうち、議案第 24 号 工事請負契約についてを議題といたします。

質疑を受けます。

8 番、真鍋盛男君。

○8 番（真鍋盛男君） 工事は 9 月 20 日の工期となっておりますが、工事中にはこの橋通行止めになるのでしょうかと、着工はいつからになって、もし通行止めになるなら、どのくらいの期間通行止めになるかをお知らせください。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

新山 3 号橋の補修工事に伴いまして、やっぱり工事期間中につきましては通行者の安全確保という観点から、今現在全面通行止めということを想定しております。

工事の着手につきましては、今現在契約後に資材の発注をかけておりますけれども、まだいつ頃入るかというところはちょっと不明確な点もございますので、現場での着手については 2 か月程度はかかるような話は聞いておりますので、それ以降になると思います。

通行止めの期間につきましては、およそ 1 か月程度を今のところ見込んでおります。それに伴いまして、やはり日頃から使われている方もいらっしゃいますので、明確に通行止めとなる期間が分かりましたら、周知につきましてホームページですとか、広報等でお知らせしたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 24 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号 工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（森 太郎君） 日程第 9、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本議会に付託された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和 6 年壮瞥町議会第 1 回定例会を閉会いたします。

（午前 11 時 29 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員